パブリックコメント用閲覧資料
意見募集期間：
2021年（令和3年）3月15日から
2021年（令和3年）4月15日まで

第4次成田市男女共同参画計画
（素案）

令和3年　月

成田市

目次

第1章　計画の策定にあたって …… 1

第2章　成田市の現状と課題 …… 7

第3章　計画の基本的な考え方 …… 25

第4章　各施策の内容 …… 31

第5章　計画の推進体制 …… 65

資料編

（1）成田市男女共同参画計画推進懇話会設置規則 …… 70

（2）成田市男女共同参画計画推進懇話会委員名簿 ……

（3）策定経緯 ……

（4）男女共同参画社会基本法 ……

（5）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ……

（6）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ……

第1章　計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（1） 改定の目的

成田市では、平成 10 年度を初年度とする女性施策推進の計画としての「成田市女性行動計画」を策定し、平成 18 年度からの「成田市男女共同参画計画」及び平成 23 年度からの「第2次成田市男女共同参画計画」、平成 28 年度からの「第3次成田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第3次計画の計画期間が令和2年度末で終了することを踏まえ、人口減少社会の本格化と働き方・暮らし方の変革、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和3年度からの「第4次成田市男女共同参画計画」を策定しました。

（2） 計画期間

この計画の期間は、令和3年度（2021 年度）から令和7年度（2025 年度）までの5年間とします。

<table>
<tr><th>年度</th><th>平成30年度
（2018年度）</th><th>令和元年度
（2019年度）</th><th>令和2年度
（2020年度）</th><th>令和3年度
（2021年度）</th><th>令和4年度
（2022年度）</th><th>令和5年度
（2023年度）</th><th>令和6年度
（2024年度）</th><th>令和7年度
（2025年度）</th></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="3">第4次男女共同参画基本計画
（施策の基本的方向・具体的な取組）</td><td colspan="5">第5次男女共同参画基本計画
（施策の基本的方向・具体的な取組）</td></tr>
<tr><td>千葉県</td><td colspan="3">第4次千葉県男女共同参画計画
（事業計画）</td><td colspan="5">第5次千葉県男女共同参画計画
（事業計画）</td></tr>
<tr><td>成田市</td><td colspan="3">第3次成田市男女共同参画計画
成田市DV対策基本計画
成田市女性活躍推進計画</td><td colspan="5">第4次成田市男女共同参画計画</td></tr>
</table>

（3） 男女共同参画をめぐる主な動き

年	世界・国・県の動き	成田市の動き
平成11年 （1999年）	・(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行（国） ・「男女共同参画社会基本法」成立・施行（国）	・「成田市女性政策推進員」設置 ・男と女のライフカレッジ開催（～16 年） ・フォーラム・イン・ナリタ開催（～29 年）
平成12年 （2000年）	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)を開催（世界） ・「ストーカー行為等規制法」施行（国） ・「男女共同参画計画」策定（国）	・男女共同参画社会を目指す情報紙「さざなみ」創刊
平成13年 （2001年）	・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置（国） ・「ＤＶ防止法」成立（国） ・「千葉県男女共同参画計画」策定（県）	・男と女の女性学セミナー開催（～14 年・3 回コース）
平成14年 （2002年）	・改正「育児・介護休業法」施行（国）	・地域人権啓発活動活性化事業とフォーラム・イン・ナリタ共同開催
平成15年 （2003年）	・「次世代育成支援対策推進法」施行（国） ・「少子化社会対策基本法」成立（国）	・企画課に「男女共同参画班」新設 ・「成田市男女共同参画推進員」設置 ・男女共同参画セミナー開催（～18 年・前期後期）
平成16年 （2004年）	・「性同一性障害者特例法」施行（国） ・「ＤＶ防止法」改正（国） ・内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定（国）	
平成17年 （2005年）	・改正「育児（国）・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第２次）」策定（国） ・少子化・男女共同参画担当大臣設置（国）	・男女共同参画週間啓発講演会開催
平成18年 （2006年）	・改正「男女雇用機会均等法」改正（国） ・「千葉県男女共同参画計画（第２次）」策定（県） ・「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画」策定（県）	・「成田市男女共同参画計画推進懇話会」設置 ・「成田市男女共同参画計画」策定 ・成田市、下総町、大栄町が合併し新「成田市」誕生
平成19年 （2007年）	・改正「男女雇用機会均等法」施行（国） ・「パートタイム労働法」改正（国） ・「ＤＶ防止法」改正（国） ・「仕事と生活の調和（ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（国）	・男女共同参画週間啓発講演会開催 ・男女共同参画セミナー開催（～現在・4 回コース）
平成20年 （2008年）	・改正「ＤＶ防止法」施行（国） ・改正「パートタイム労働法」施行（国）	
平成21年 （2009年）	・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第６次レポートに対する最終見解（世界） ・「育児・介護休業法」改正（施行は 2010 年、一部の規定は 2015 年施行）（国） ・「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画（第２次）」策定（県）	・「女性のための相談」開設（月２回開催）
平成22年 （2010年）	・「育児・介護休業法」施行（国） ・「第３次男女共同参画基本計画策定」（国） ・「仕事と生活の調和（ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（国）	
平成23年 （2011年）	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）発足（世界） ・「第３次千葉県男女共同参画計画）」策定（県）	・「第２次成田市男女共同参画計画」策定 ・「ＤＶ相談」開設（月１回開催）
平成24年 （2012年）	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のｴﾝﾊﾟﾜｰﾒﾝﾄ」決議案採択（世界） ・「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画（第３次）」策定（県）	・「女性のための相談」拡充（月３回開催）
平成25年 （2013年）	・「ＤＶ防止法」一部改正（国） ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成（国） ・「ストーカー規制法」改正（国）	・ＤＶ相談を「女性のための相談」に統合（月３回）

年	世界・国・県の動き	成田市の動き
平成26年 (2014年)	・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置（国）	・「女性のための相談」拡充（毎週木曜日開催） ・「成田市男女共同参画センター」設置
平成27年 (2015年)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定（国） ・「第４次男女共同参画基本計画」策定（国）	・男女共同参画係を企画政策課から市民協働課へ移管
平成28年 (2016年)	・第 60 回国連女性の地位委員会（世界） ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！2016）開催（国） ・「第４次千葉県男女共同参画計画」策定（県）	・「第３次成田市男女共同参画計画（成田市ＤＶ対策基本計画を含む」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
平成29年 (2017年)	・「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」一部改正（国） ・「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画（第４次）」策定（県）	・「成田市女性活躍推進計画」策定
平成30年 (2018年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（国）	・市長による「イクボス宣言」 ・男女共同参画講演会開催（～現在）
令和元年 (2019年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（国） ・「労働施策総合推進法」改正（国）	
令和2年 (2020年)	・「第５次男女共同参画基本計画」策定（国）	
令和3年 (2021年)	・「第５次千葉県男女共同参画計画」策定（県）	・「第４次成田市男女共同参画計画」策定

（4） 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「男女共同参画計画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「千葉県男女共同参画計画」を踏まえ策定するものです。

また、本市の総合計画「NARITAみらいプラン」との整合性を図りながら、男女が共に参画できる社会環境の整備を推進していくための計画です。

「NARITAみらいプラン」では持続可能な開発目標（SDGs）の理念を取り入れており、全施策にSDGsにおける17のゴールを関連付けております。本計画は、17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」に関連しています。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される「市町村推進計画」、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定される「市町村基本計画」として位置付けます。

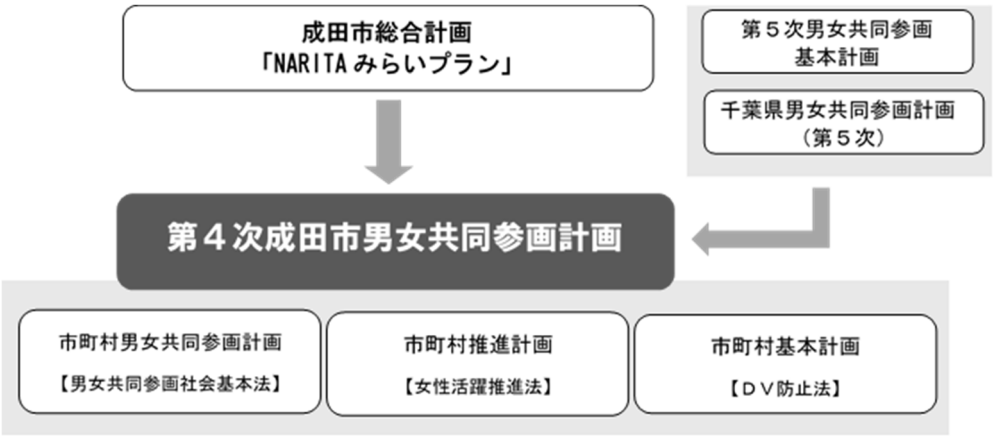

第2章　成田市の現状と課題

1 成田市をとりまく現状

（1） 年齢別人口の推移

年少人口、生産年齢人口は減少傾向にありますが、高齢者人口は増加を続けており、令和2年の時点で3万人を超えています。

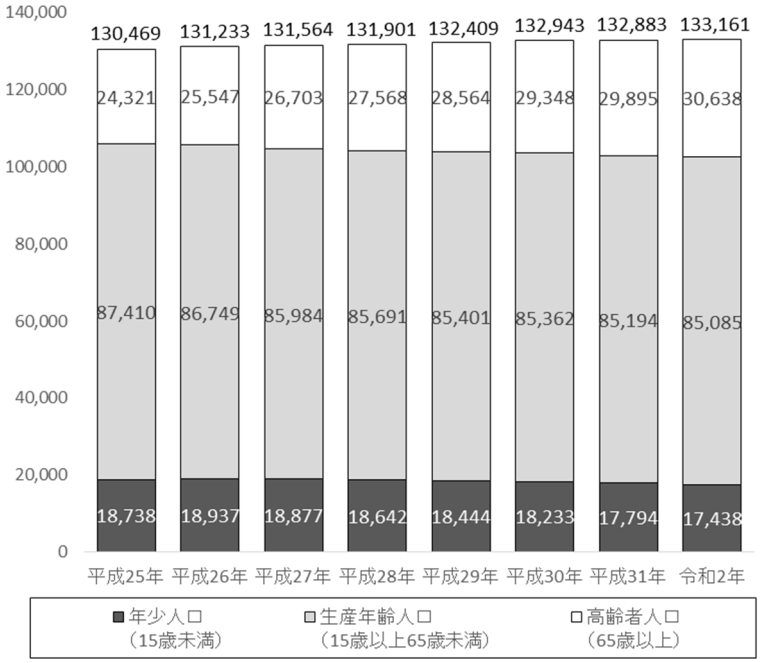

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

（2） 世帯の推移

世帯数は増加傾向、1世帯当たり世帯人員は下降傾向にあり3人を割っていることから、1～2人の世帯が増加していることがわかります。

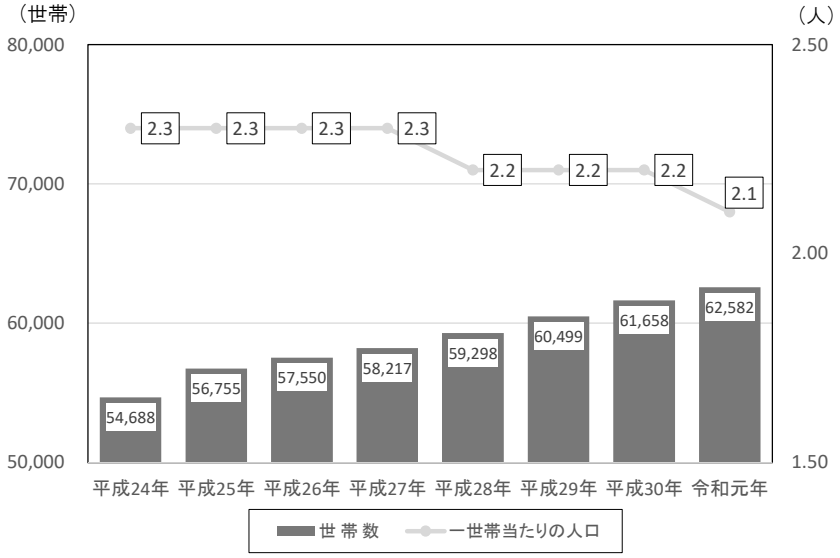

出典：成田市統計書（平成 24 年版～令和元年版）

（3） 出生数の推移

出生数は減少が続いており、令和元年度は 968 人となっています。

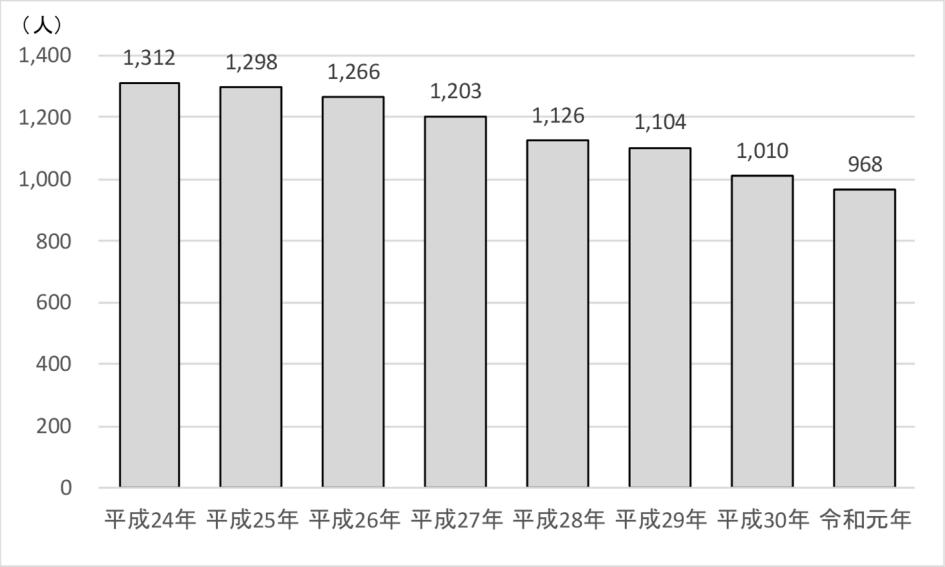

出典：成田市統計書（平成 24 年版～令和元年版）

（4） 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(注)は、平成 27 年以降は下降傾向がみられ、令和元年には 1.18 まで落ち込み、全国、千葉県を下回っています。

（注）合計特殊出生率＝15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

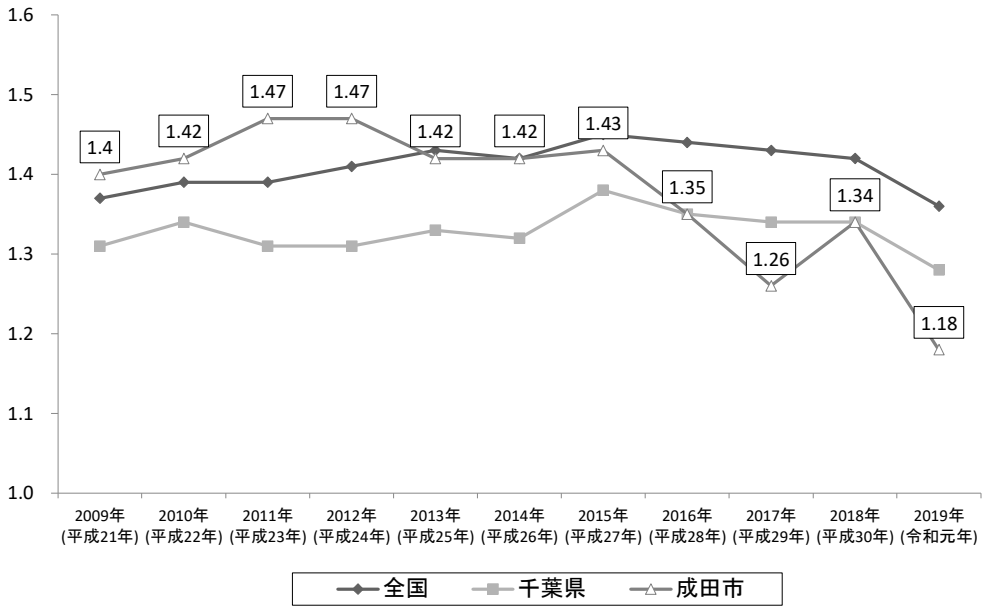

出典：全国・千葉県　人口動態統計（平成 21 年～令和元年）
成田市　住民基本台帳年齢階級別人口（平成 21 年～令和元年）

（5） 年齢別労働力率の推移

女性の労働力率(注)は、ほとんどの年齢層において県よりも高くなっています。M字型の谷部分は30～34 歳をピークに落ち込み、結婚・出産期を境に女性の労働率が低下しています。

（注）労働力率＝15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合

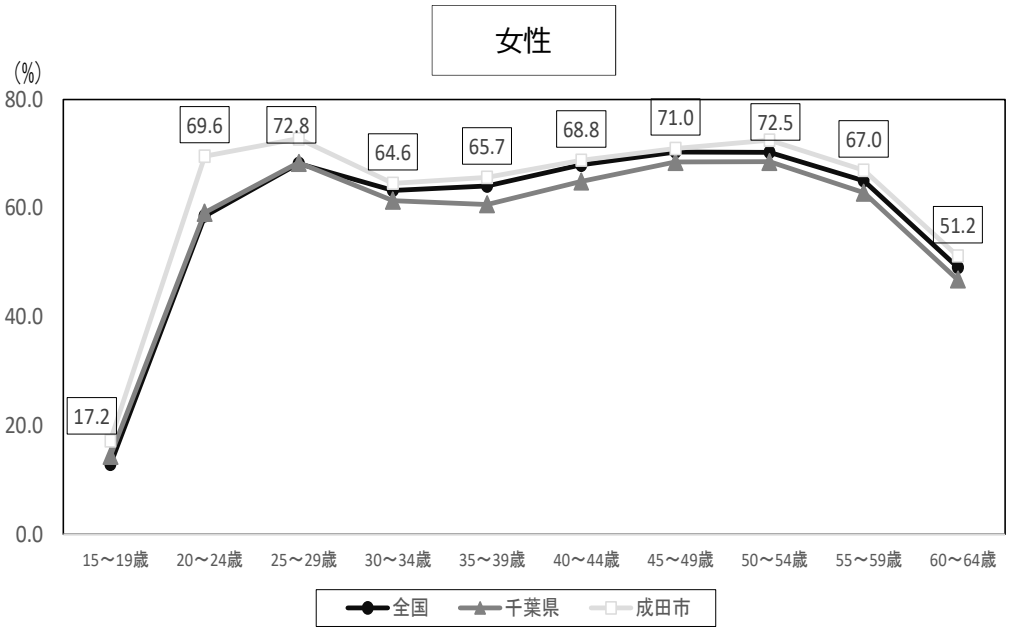

出典：平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計

一方、男性の労働力率は、全国、県と同様の推移となっています。

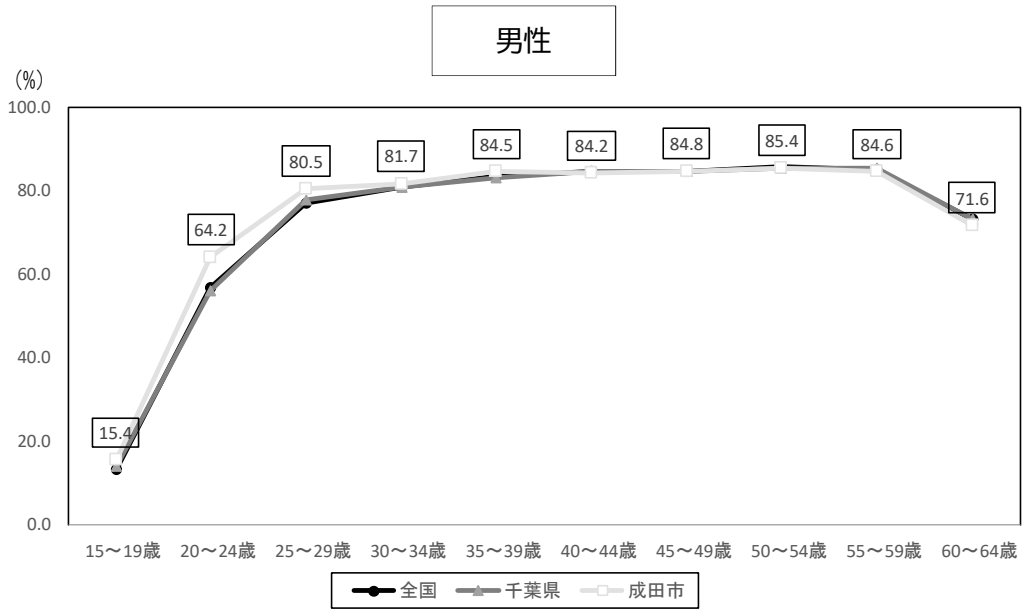

出典：平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計

（6） 就業者数の推移

就業者数は、人口の増加に伴い、男女とも増加傾向にあります。

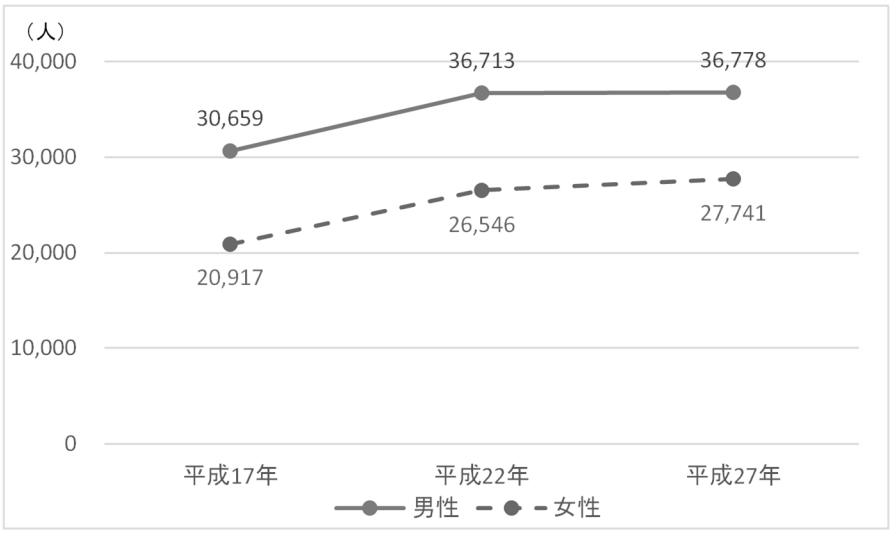

出典：国勢調査（平成 17 年・平成 22 年・平成 27 年）

（7） 審議会等における女性委員の比率

審議会等委員への女性の登用比率は、30%前後で推移し、千葉県を上回る水準ではあったものの、平成 29 年以降はやや低下傾向にあります。

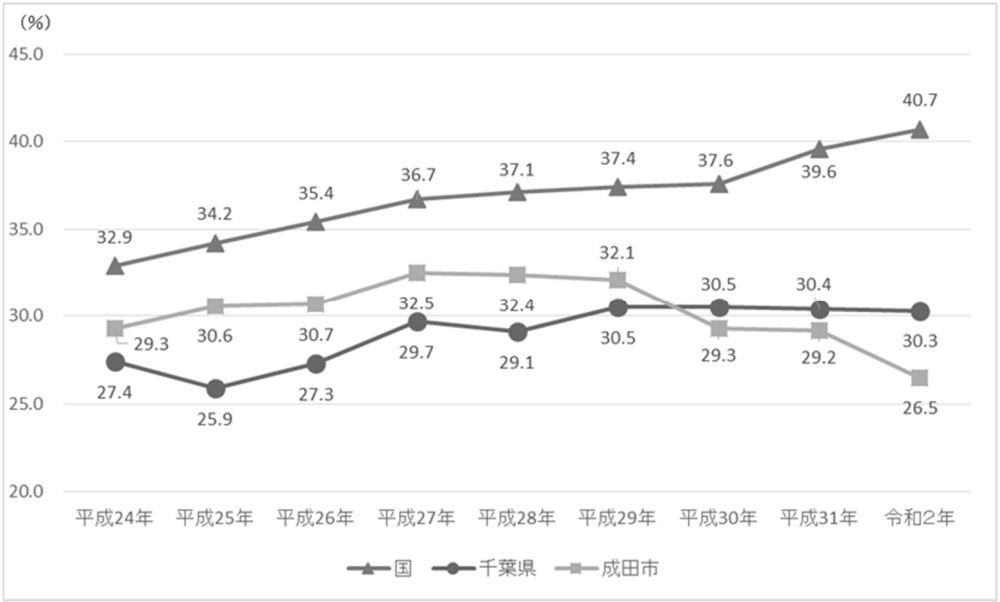

出典：内閣府国の審議会等における女性委員の参画状況調べ
内閣府　地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

（8） 外国人住民人口の推移

外国人住民人口は平成 29 年以降に増加傾向にあり、国籍も多様化しています。

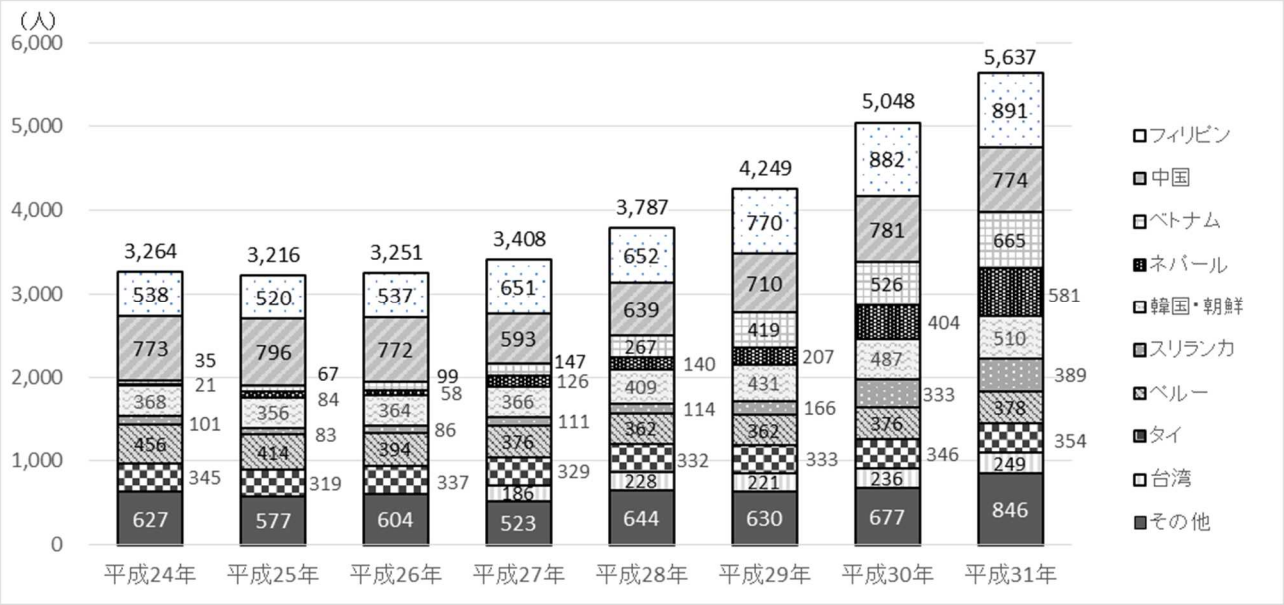

出典：成田市統計書（平成 24 年版～令和元年版）

2 第3次計画の達成状況

（1） 前計画の達成状況

「第3次成田市男女共同参画計画」において、計画の着実な推進と実効性を確保するため、各施策の達成状況を以下の基準で評価しました。事業執行に際して、男女双方の受益の公平性が配慮されているか、参画社会形成の促進に貢献したかなど、男女共同参画の視点における評価をしています。

＜計画期間最終年度に対する達成見込み＞

評価区分	評価基準	評価内容	事業数
Ⅰ	75%以上	十分達成する	32
Ⅱ	50%以上	ある程度達成する	80
Ⅲ	25%以上	達成が不十分で、改善を要する	0
Ⅳ	20%以上	達成にはほど遠く、事業全般の見直しを要する	0
Ⅴ	その他	（事業終了、事業を予定どおり実施しなかったなど）	0

（2） 各基本目標におけるⅠ評価事業の内訳

基本目標Ⅰ：あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり……2事業

キャリア教育の充実／外国人への情報提供の充実

基本目標Ⅱ：あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり……8事業

成田市子ども・子育て支援事業計画の推進／地域型保育給付事業／ファミリー・サポート・センター推進事業
児童ホーム運営事業／預かり保育の実施／病児・病後児保育の充実／保育園開放ふれあい事業
地域子育て支援センターの充実

基本目標Ⅲ：あらゆる分野に男女共同参画を取り入れるための仕組みづくり……2事業

家族経営協定の締結推進／男女共同参画センターの運営

基本目標Ⅳ：あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり ……14 事業

薬物乱用等の予防に関する情報提供／妊娠・出産などに関する情報提供／妊産婦への理解と協力
スポーツを通じた健康の保持・増進／母子保健事業／成人保健事業／健康診査／結核・がん検診
医療相談ほっとライン／ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づく環境整備
地域包括支援センターの整備・充実／障がいのあるひとへの地域生活支援事業
地域介護予防活動支援事業／ひとり親家庭の自立促進事業

基本目標Ⅴ：あらゆる暴力を許さない社会づくり（成田市DV対策基本計画含む）……6事業

地域防犯推進員活動／自主防犯パトロール活動の推進／通学路防犯広報啓発パトロールの実施
駅前番所事業／防犯灯の整備と維持管理／街頭防犯カメラの設置管理

3 アンケート調査結果

（1） 調査の概要

調査目的

令和3年度から始まる「第４次成田市男女共同参画計画」の策定にあたり、市内居住の市民、中学生、市内事業所の方々から男女共同参画社会に対するご意見を伺うとともに、皆さまの意識の移り変わりを調べ、市が今後に取り組むべき施策に反映させるため、調査を実施しました。

調査概要

調査名	調査対象	調査方法
１．市民アンケート調査	市内在住の 20 歳以上の男女個人（無作為抽出）	郵送によるアンケート調査、Ｗｅｂ回答併用
２．中学生アンケート調査	市内中学２年生･義務教育学校８年生全員	学校配布・学校回収
３．事業所調査	経済センサスより市内の事業所を無作為抽出	郵送によるアンケート調査、Ｗｅｂ回答併用

調査期間

市民アンケート調査、事業所調査　：令和2年8月6日(木)～8月 28 日(金)
中学生アンケート調査　　：令和2年7月 27 日(月)～7月 31 日(金)

回収状況

調査名	発送数	回収数	回収率
１．市民アンケート調査	2,000 件	869 件	43.5%
２．中学生アンケート調査	1,314 件	1,234 件	93.9%
３．事業所調査	1,000 件	345 件	34.5%

（2）調査の結果

■あなたは、次の項目について、一般的に見て男女の地位は平等になっていると思いますか。
＜市民アンケート調査：問２＞

男女平等意識について全体でみると「学校教育の場で」以外の項目では、『男性が優遇されている※』と回答した割合が高くなる結果となった。さらに性別で意識の差をみると、男性よりも女性の方が、より『男性が優遇されている』と感じていることがわかった。特に性別による意識の差が大きくみられた項目は、「家庭のなかで」、「法律や制度の上で」、「社会全体で」、「政治の場で」、「地域社会の中で」となっている。

※『男性の方が優遇されている』…回答選択肢の「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を足し合わせた回答。

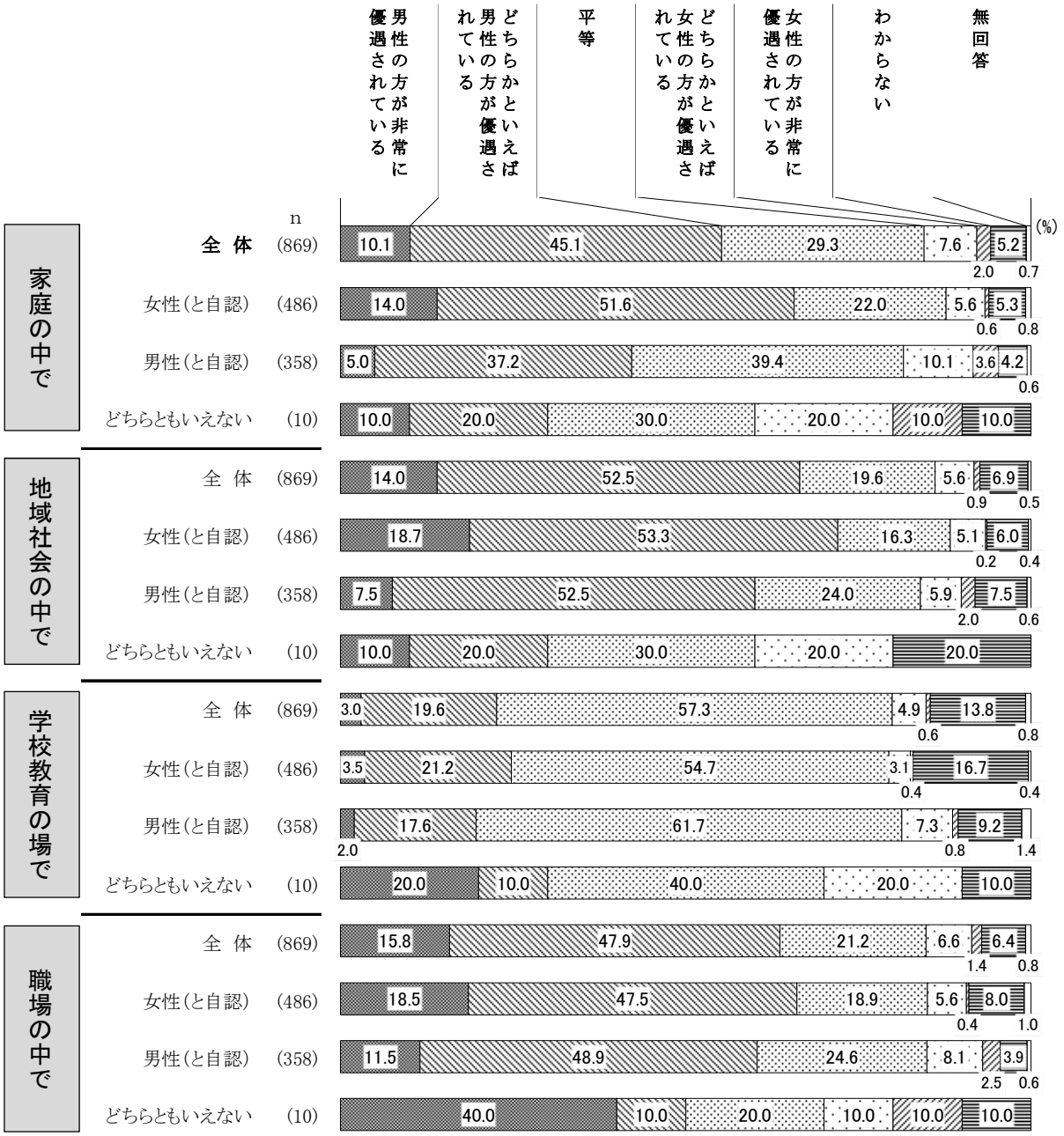

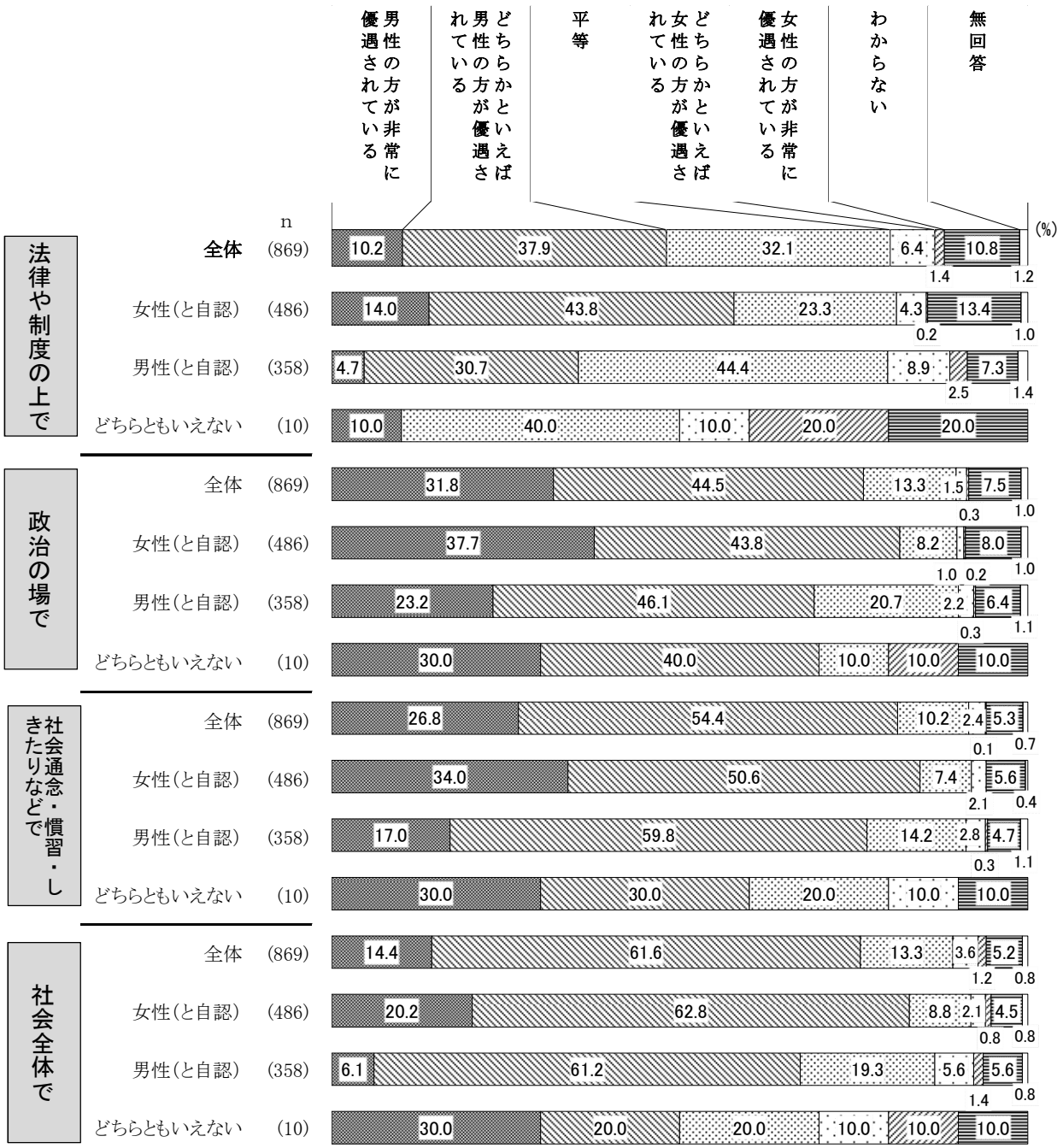
男性の方が非常に優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている
平等
どちらかといえば女性の方が優遇されている
女性の方が非常に優遇されている
わからない
無回答
n
(%)
法律や制度の上で
全体 (869) 10.2 37.9 32.1 6.4 1.4 10.8 1.2
女性(と自認) (486) 14.0 43.8 23.3 4.3 0.2 13.4 1.0
男性(と自認) (358) 4.7 30.7 44.4 8.9 2.5 7.3 1.4
どちらともいえない (10) 10.0 40.0 10.0 20.0 20.0
政治の場で
全体 (869) 31.8 44.5 13.3 1.5 0.3 7.5 1.0
女性(と自認) (486) 37.7 43.8 8.2 1.0 0.2 8.0 1.0
男性(と自認) (358) 23.2 46.1 20.7 2.2 0.3 6.4 1.1
どちらともいえない (10) 30.0 40.0 10.0 10.0 10.0
社会通念・慣習・したりなどで
全体 (869) 26.8 54.4 10.2 2.4 0.1 5.3 0.7
女性(と自認) (486) 34.0 50.6 7.4 2.1 5.6 0.4
男性(と自認) (358) 17.0 59.8 14.2 2.8 0.3 4.7 1.1
どちらともいえない (10) 30.0 30.0 20.0 10.0 10.0
社会全体で
全体 (869) 14.4 61.6 13.3 3.6 1.2 5.2 0.8
女性(と自認) (486) 20.2 62.8 8.8 2.1 0.8 4.5 0.8
男性(と自認) (358) 6.1 61.2 19.3 5.6 1.4 5.6 0.8
どちらともいえない (10) 30.0 20.0 20.0 10.0 10.0 10.0

■あなたは、次にあげるような学校生活の場面で、男女は平等になっていると思いますか。
＜中学生アンケート調査：問６＞

学校生活の場面での男女平等意識は、いずれの項目でも「平等」が７割以上と多くなっている。性別にみると、《女性優遇》はどちらともいえない、答えたくないで、“掃除や給食配膳などの仕事をするとき”が２割台と他の項目と比較して多くなっている。

※『男性の方が優遇されている』…回答選択肢の「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を足し合わせた回答。

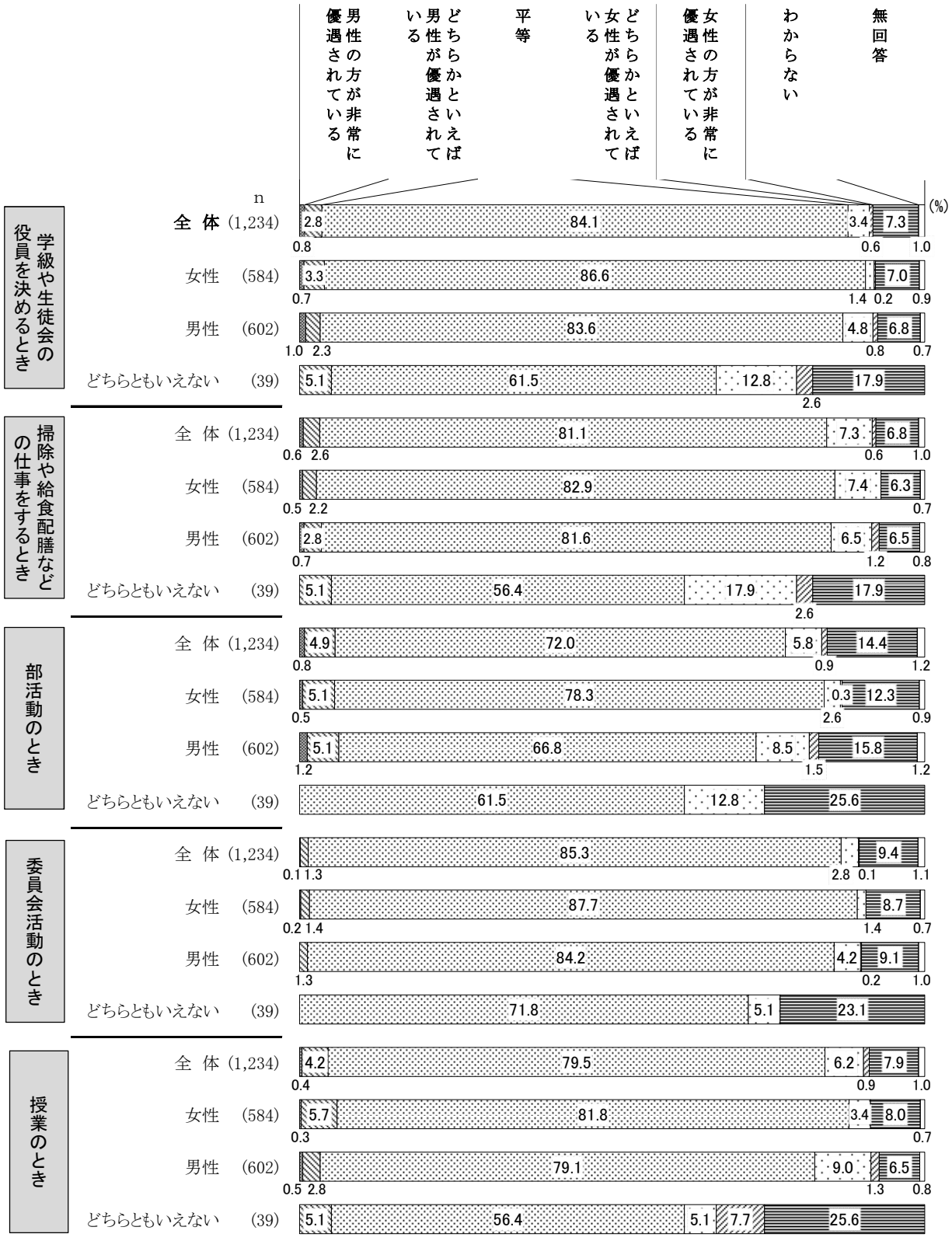

■あなたは、女性が職業をもつことについて、どのようにお考えですか。次の中からあてはまる番号を１つだけ選んでください。＜市民アンケート調査：問 9＞

女性が職業を持つことに関しては、「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が最も高く、次いで「結婚し出産しても、ずっと仕事を続ける方がよい」、「結婚や出産後も仕事は続けるが、パートタイムに切り替えるなど、負担を軽くする方がよい」の順となっている。性別では特に大きな差はみられない。

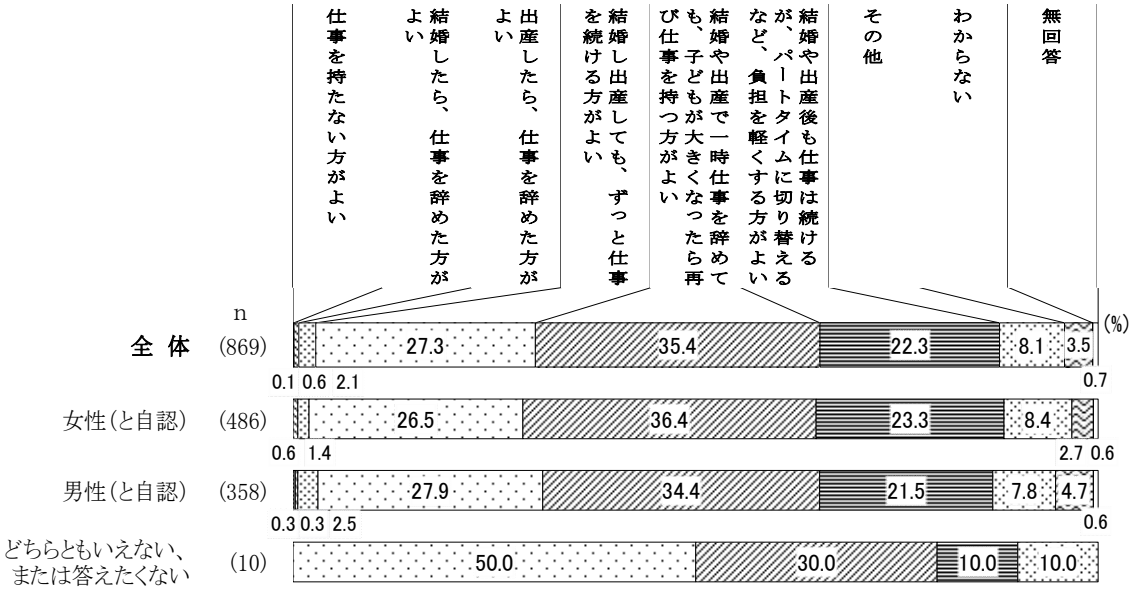

■女性があまり進出していない分野で、女性の登用を計画的に進めていくことなどを「ポジティブ・アクション」といいます。このような取組を行うことについてどのように思いますか。次の中からあてはまる番号を１つだけ選んでください。＜市民アンケート調査：問 20＞

ポジティブ・アクションの取組に関しては、「賛成する」が 49.4%で最も高く、次いで「どちらかといえば賛成する」、「わからない」、「どちらかといえば反対する」、「反対する」の順となっている。
性別でみると『賛成する※』は、女性、男性ともに 8 割を超えている。

※『賛成する』…回答選択肢の「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を足し合わせた回答。

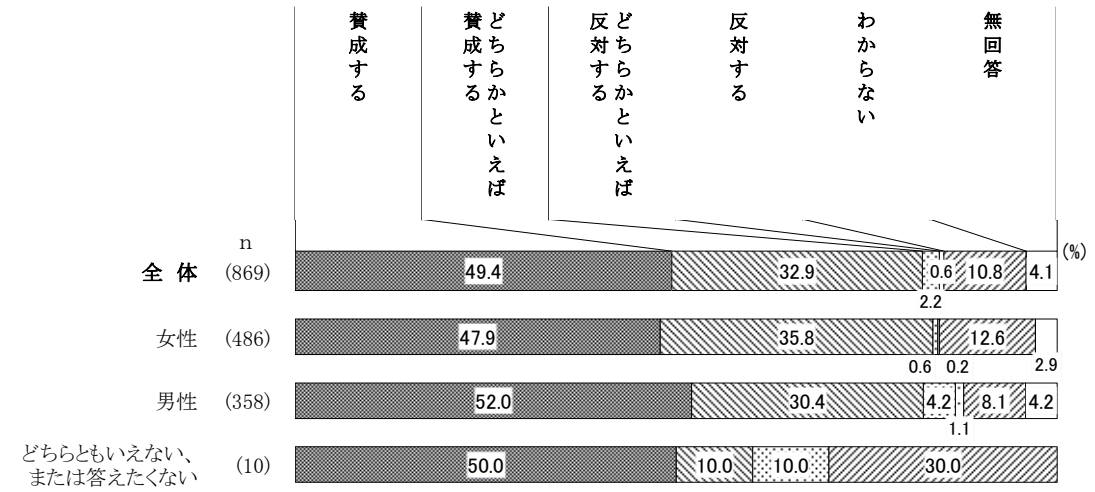

■貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点について、次の中からあてはまる番号をすべて選んでください。<事業所調査：問 7>

主な業種（７区分）別にみると、いずれの業種でも「育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい」は３割以上となっており、特に建設業等では 53.3%となっている。建設業等ではこの他、「ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識が乏しい」も 53.3%と多く、運輸業・郵便業、卸売業・小売業でも３割台となっている。また、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業では「顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある」が、建設業等、運輸業・郵便業では「社会通念上、男性が育児や介護に参加しにくいという意識がある」が３割以上となっている。

※上位６項目掲載

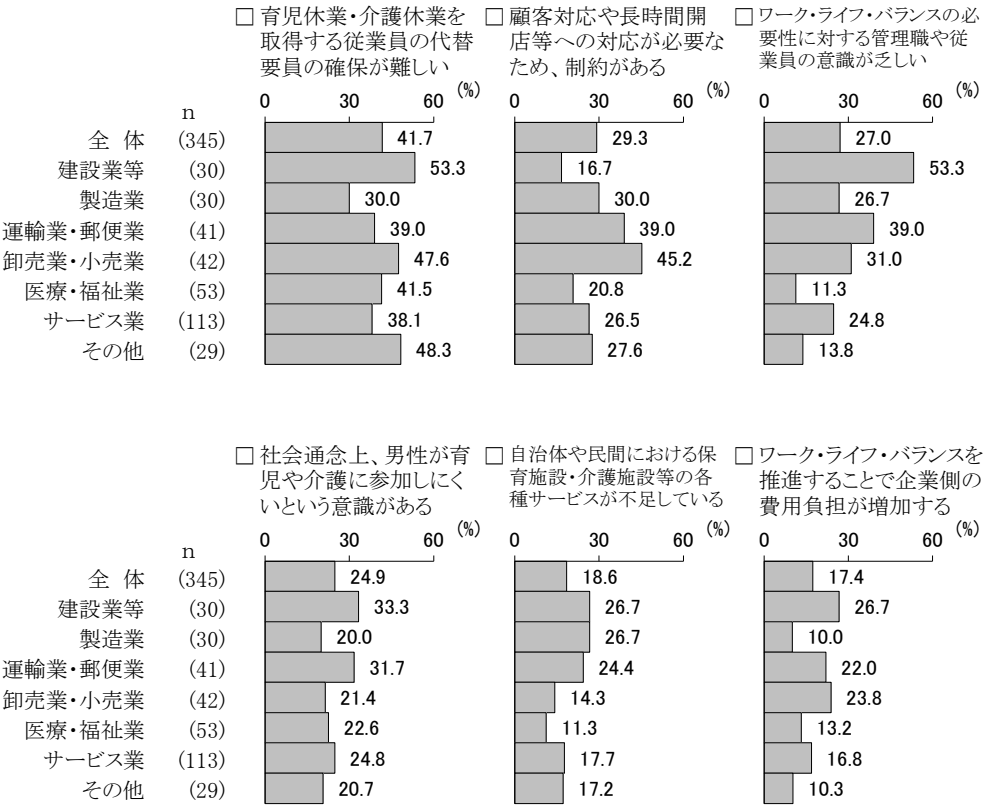

■あなたは、これまでにあなたの夫や妻（事実婚や別居中、離・死別を含む）または恋人等のパートナーから、次のようなＤＶにあたる行為を、経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。それぞれの中からあてはまる番号をひとつ選んでください。
＜市民アンケート：問 16＞

ＤＶについて「被害経験がある」は“大声でどなる”が 17.0%、「加害経験がある」はいずれも１割未満であるが“大声でどなる”が 7.7%と他の項目より多くなっている。「身近で見聞きしたことがある」は“大声でどなる”が 23.5%、“「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う”が 17.0%となっている。

ＤＶ経験（被害・加害・見聞き）全体で比較すると、“大声でどなる”は前回（平成 27 年度）調査より減少が目立っているが、それ以外では特に大きな差はみられない。

4 男女共同参画の現状と課題

本市の現況について、第3次成田市男女共同参画計画の達成状況、アンケート調査結果並びに成田市男女共同参画計画推進懇話会での検討から、次の課題がみえてきました。

① 女性の活躍について

職場における男女平等については、「平等である」の回答が前回調査（平成 27 年度実施）から微増し、改善傾向にありますが、男女ともに6割台の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

女性が仕事を持つことについて、8割台半ばの人が肯定しています。特に多い回答は「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」となっており、M字カーブは解消しつつあるものの、引き続き女性が出産・育児等により一時離職をすることがないよう、就業継続に向けた対策が重要です。

事業所で男女間の格差を解消するためのポジティブ・アクションを行うことについては、8割強が賛成しており、女性の活躍を積極的に進めていくための取組としては、「性別に関わらず、業務に必要な知識習得の機会や資格取得の機会を与えている」が多く挙げられている一方、「女性の活躍に関する責任者や担当部署を設け推進体制を整備している」は最も低くなっています。女性の管理職への支援等、働く上でのサポート体制の充実が求められています。

② ワーク・ライフ・バランスの推進について

家庭内の役割を男性にも担ってもらうためには、「男性も家事・育児・介護の仕方を身につける」ことが最も高くなっています。そのほか、「家庭で、男性に家事・育児・介護への参加を働きかける」や「行政が男性の家事・育児・介護への参加を促す啓発活動・学習活動を実施する」といった回答も多く、男性への家事等への参画に向けた啓発活動が求められています。

職業生活と家庭生活を両立させるために必要なこととしては、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対して、周囲の理解と協力があること」が高くなっており、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、上司、同僚を含めた職場理解の推進が必要であることが分かります。

また、事業所がワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点としては、「育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい」、「顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある」、「ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識」の割合が高く、人員体制や労働条件、職場の意識改革等の改善を進めていくことが重要です。

③　あらゆる暴力の防止について

DV行為を受けた経験については女性が高くなり、DV行為をした経験については男性が高くなる傾向が見られます。一番多いDV被害経験、加害経験はともに心理的攻撃となっています。被害を受けた際の相談先の多数は、周りにいる友人・知人や親族であり、市の窓口や家庭裁判所等の公的な相談機関の利用は少ない状況であり、一層の周知が必要です。

また、被害を受けた際、相談をする必要がないと答える層が全体の約3割を占めることから、どのような行為が暴力にあたるのかといったDVについての周知、啓発活動を進めるとともに、相談をしやすい環境の整備・強化が重要となっています。

④　人権問題について

人権が尊重されていないと感じることは、「レイプなどの女性への性暴力」、「痴漢などの女性へのわいせつな行為」、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」、「家庭内での夫から妻への暴力」、「職場等におけるモラル・ハラスメント」等、暴力やハラスメントに関する内容が多く挙がりました。

事業所の職場におけるハラスメントに関する取組の状況は、すでに取り組んでいる、もしくは今後実施予定が約6割となっています。一方で、約3割は取り組みは進んでいない、もしくは取り組む必要性を感じていないと回答しているため、各種ハラスメントの対策における一層の周知・啓発が必要だと考えます。

⑤　男女平等意識について

家庭内における役割分担として、ほとんどの項目では、概ねどちらかの性別に偏る傾向がみられました。女性が行っているのは“食事の後片付け・食器洗い”、“食料品・日用品の買い物”、“洗濯・掃除”といった家事系、男性では“生活費の確保”、“家計費の管理”、“資産・財産の管理”といった家計系がより多くなっており、男女の認識に隔たりがみられます。

政治の場や社会通念・慣習・しきたりにおける「男女平等」については、「男性が優遇されている」と感じる割合が全体的に高く、男女で比較すると、「男性が非常に優遇されている」の回答に男女差が見られます。現在においても政治の場や社会通念、しきたり、慣習の中では、特に固定的な役割分担などのジェンダー意識が根強く残っていると考えられます。

さらに、家庭観については、「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感する層は前回調査から減少していますが、依然として若干数は共感している状況です。固定的性別役割分担の解消に向けて、施策や取組を進めていく必要があります。

第3章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では「第3次成田市男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度）」において、基本理念として「あらゆるひとを思いやるまち　成田をめざして」を掲げ、だれもがお互いを思いやることのできる社会を目指し様々な事業を実施しています。

令和2年に実施した「成田市男女共同参画社会に関する市民アンケート調査」の結果では、「男は仕事、女は家庭」のような固定的な性別役割分担に対して賛同する人は減少傾向にあるものの、いまだ多くの方が「女性が働きづらく活躍しづらい」等、実社会における不平等を感じています。

本市においては、これまでの施策の取組状況を踏まえたうえで、さらに新たな課題や社会状況の変化に対応するための施策を進めていく必要があります。

また、本計画は女性、男性にかかわらず、貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人びとや外国人等を含めた、「あらゆるひと」のものであるとともに「成田市DV対策基本計画」、「成田市女性活躍推進計画」を内包することから、だれもがお互いを尊重し、個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指し、本計画における基本理念を、以下のように掲げます。

あらゆるひとが自分らしく輝き　互いに思いやるまち　成田をめざして

2 基本目標

基本理念を具現化するための方向性として、以下の5つの基本目標を掲げます。

Ⅰ：あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり（女性活躍推進法に基づく推進計画を含む）

急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で活力のある持続可能な社会を目指すために、あらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための施策を講じます。

Ⅱ：あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

働くことを希望するすべての人が、その能力を十分に発揮することができるようライフステージや個別の事情等に対応した、多様で柔軟な働き方の実現を図ります。

Ⅲ：あらゆる暴力を許さない社会づくり（ＤＶ防止法に基づく基本計画を含む）

女性、男性に関わらず暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と根絶に向けた啓発を推進します。また、実際に被害が発生した際に、迅速かつ安全に被害者が保護され、自立していくための支援を充実します。

Ⅳ：あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱えるあらゆる人に対するきめ細かな支援の拡充を進めます。

大規模災害の発生に備え、男女共同参画の視点からの災害対応を進め、防災・復興に関する施策方針決定の過程への女性の参画拡大を目指します。

Ⅴ：あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

人権を尊重する理念や、男女共同参画についての教育・学習機会の充実を進めます。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、お互いを尊重する意識改革と理解の促進を図ります。

3 施策の体系

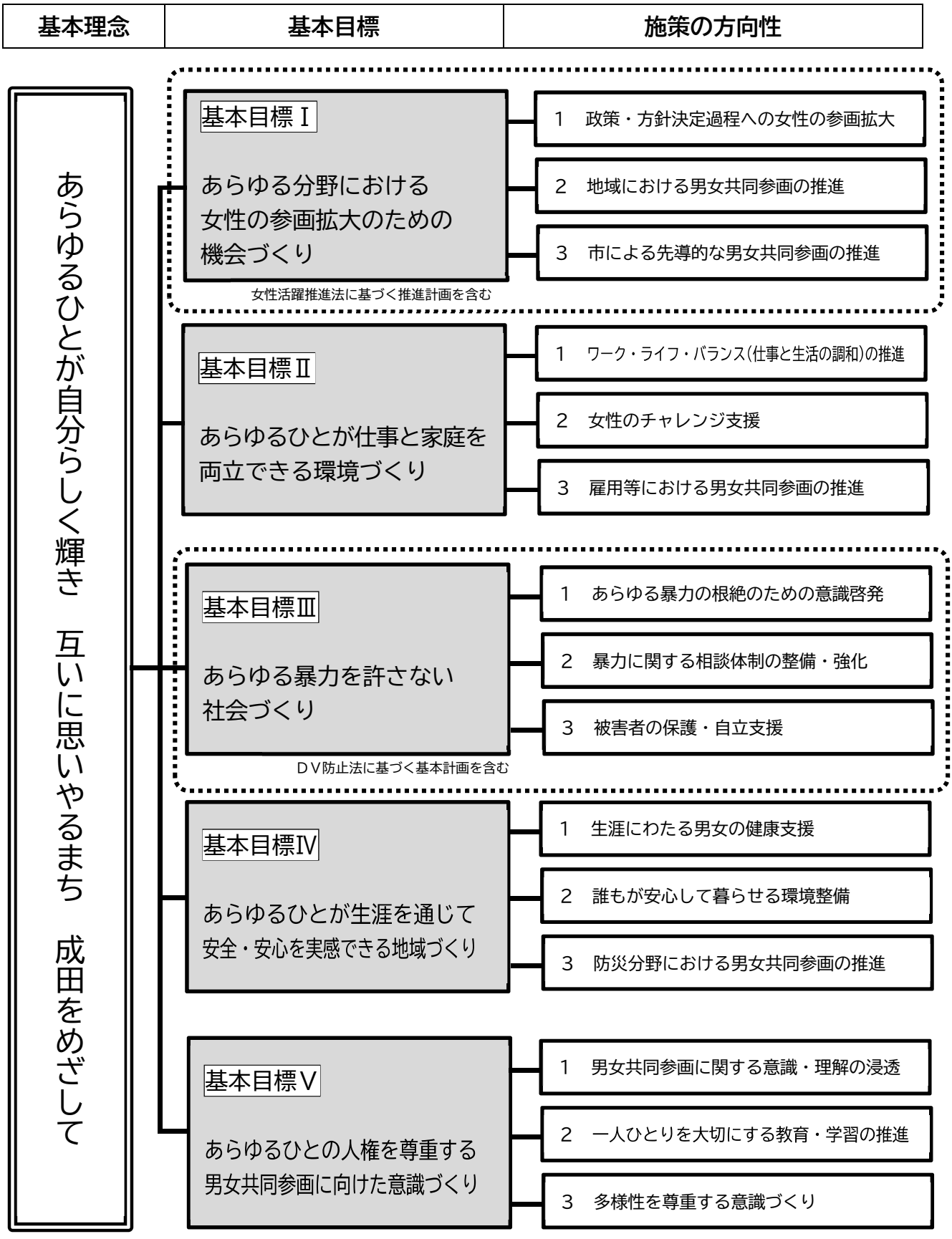
基本理念
基本目標
施策の方向性
あらゆるひとが自分らしく輝き　互いに思いやるまち　成田をめざして
基本目標Ⅰ
あらゆる分野における
女性の参画拡大のための
機会づくり
女性活躍推進法に基づく推進計画を含む
1　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2　地域における男女共同参画の推進
3　市による先導的な男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ
あらゆるひとが仕事と家庭を
両立できる環境づくり
1　ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
2　女性のチャレンジ支援
3　雇用等における男女共同参画の推進
基本目標Ⅲ
あらゆる暴力を許さない
社会づくり
DV防止法に基づく基本計画を含む
1　あらゆる暴力の根絶のための意識啓発
2　暴力に関する相談体制の整備・強化
3　被害者の保護・自立支援
基本目標Ⅳ
あらゆるひとが生涯を通じて
安全・安心を実感できる地域づくり
1　生涯にわたる男女の健康支援
2　誰もが安心して暮らせる環境整備
3　防災分野における男女共同参画の推進
基本目標Ⅴ
あらゆるひとの人権を尊重する
男女共同参画に向けた意識づくり
1　男女共同参画に関する意識・理解の浸透
2　一人ひとりを大切にする教育・学習の推進
3　多様性を尊重する意識づくり

第4章　各施策の内容

基本目標Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

施策の方向性1　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現　状

本市では、各種審議会等での女性委員の積極的な登用を推進していますが、審議会等への女性委員の登用率は 32.5%(平成 27 年度実績)から 26.5%(令和 2 年度)へと減少傾向が見られます。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、政治の分野や方針を決定する過程において女性委員(議員)が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の参画を進めようと意識している人が少ない」が上位に挙げられており、組織運営の変革とともに意識改革の重要性が指摘されています。

また、女性の登用を計画的に進めていく「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)については、「賛成する」「どちらかといえば賛成する」を合わせた賛成派が 82.3%であり、市内の事業所や地域団体等にもポジティブ・アクションを促し、社会のあらゆる局面で「女性だから」という理由だけで閉ざされていた扉を開いてくことが重要です。

課題・方向性

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の考え方は概ね肯定的に受け取られています。審議会等における女性登用率は平成27年度をピークに減少傾向にあるため、目標値を達成するための附属機関における女性登用にかかわる全庁的な意識付けや委員の選出方法について、見直し等を含めたさらなる推進への努力が必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
1	審議会等における女性の登用促進	各種審議会等の女性委員の登用率の向上をめざし、女性の登用を促進します。また、市の政策・方針決定の場への女性の参画の促進に向けて、各種団体等へ委員等の推薦を依頼する際に女性の参画について協力を要請します。	①各種審議会委員数 ②協力依頼実施数	全課
2	認定農業者の確保	夫婦・後継者等による共同申請を推進し、女性認定農業者の確保を図り、女性の経営への参画を促進します。	認定農業者数	農政課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状＊[1]（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
審議会等への女性委員の登用率	32.5%	26.5%	40.0%	全課
職務指定＊[2]を除いた女性委員の登用率	－	32.9%	40.0%	全課
女性委員のいない審議会等の解消	6	10	0	全課

＊[1]現状は令和２年４月１日現在の数値

＊[2]特定の職に就いている者を指定し、別の特定の職に充てること。

施策の方向性2　地域における男女共同参画の推進

現　状

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、あらゆる世代の人々が地域活動へ積極的に参画し、地域で暮らすすべての人で地域をつくっていくことが重要です。

しかし、現状は自治会等、地域活動への女性の参加は多いものの、リーダーを務めるのは男性である場合が多いです。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、地域団体のリーダーに女性が少ない原因については、「女性は家事・育児が忙しく地域活動に専念できないから」「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」「男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」が上位に挙げられており、前回調査と同様の結果となっています。

課題・方向性

地域活動を活性化していくためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れた運営をしていくことが望まれます。女性がリーダーとして地域活動に参加する機会を増やすには、性別にかかわりなくワーク・ライフ・バランスを推進することで、女性への過度な家事・育児負担を減らしていくとともに、組織を統率する能力があれば、女性であってもリーダーとなることが自然に思える意識を、女性・男性ともに浸透させていくことが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
3	自治組織等運営活動促進事業	区や自治会等と市が業務委託契約し、行政の円滑な運営と市民福祉の増進を図ります。	区･自治会･町内会役員の女性割合	市民協働課
4	自営業者への男女共同参画社会の理解と協力	商工業団体を通じて、自営業者を含む市内事業所等に男女共同参画社会への理解と協力を求めます。	事業実績	商工課
5	家族経営協定の締結推進	印旛農業事務所と連携を図りながら、家族経営協定の締結を推進します。	家族経営協定締結数	農政課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
「地域社会」の男女の地位の平等感（「平等」という割合）＊[1]	19.5%	19.6%	21.0%	市民協働課
区・自治会・町内会役員の女性割合	－	－	10.0%	市民協働課

＊[1] 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

施策の方向性3　市による先導的な男女共同参画の推進

現　状

本市では、行政における男女共同参画を積極的に推進するために、職員研修事業の実施や、性別にとらわれることのない、意欲、能力及び適正を備えた職員の積極的な登用に努めています。また、平成6年に設置した「成田市女性計画推進懇話会」を平成 18 年度から「成田市男女共同参画計画推進懇話会」へ移行させ、継続的に運営しています。

平成 26 年には、男女共同参画社会の形成促進に向けた市民の自主的活用の拠点として、「男女共同参画センター」を設置しており、ソフト・ハードの両面から、男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、市の男女共同参画に関連する施策の認知度は、「女性のための相談」「成田市男女共同参画センター」が高くなっています。また、市の男女共同参画促進のために必要な取組として、「育児休業・介護休業制度などの休暇制度の啓発」が上位に挙がっています。

課題・方向性

本計画の実効性を高めるには、市が率先して女性職員の活用や職域拡大等、男女共同参画の取り組みを推進していくとともに、広く市民・事業所・地域社会に対して情報提供を行っていくことが重要です。

また、市民・事業所・地域社会において積極的に男女共同参画に関わる活動を行うひとたちとの連携を図るために、今後、より一層「男女共同参画センター」の利用を促進していくことが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
6	「成田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	「女性活躍推進法」に基づいた「成田市特定事業主行動計画」の周知を図り、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取り組みを推進します。	①各役職段階に占める女性の割合 ②技術職及び消防職の採用者に占める女性の割合 ③時間外勤務時間数（男女別） ④育児休業取得者数・取得率（男女別）	人事課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
7	市役所の職場環境の整備	職員が、仕事と家庭生活を両立しやすい職場の雰囲気や環境の整備を各職場に働きかけます。	事業実績	人事課
8	市女性職員の活用･職域拡大等の推進	女性職員の育成のための研修や幅広いポストへの配置の促進など、女性職員の活用･職域拡大等の推進に努めます。	事業実績	人事課
9	男女共同参画センターの運営	男女共同参画社会を目指し、情報発信施設としての機能を充実させ、市民が自主的に活動できる拠点としての周知を進め、使用者の増加に努めます。	使用人数	市民協働課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
市職員の育児休業取得率＊[1] ①女性 ②男性	①100% ②3.4%	①100% ②10.5%	①100% ②13.0%	人事課
市職員の各役職段階に占める女性職員の割合＊[2] ①係長級 ②課長補佐級 ③課長級 ④部長級	①20.7% ②25.2% ③3.8% ④4.8%	①24.1% ②27.5% ③12.5% ④9.1%	＊[3]	人事課
男女共同参画センター使用人数	―	6,349人	7,300人	市民協働課

＊[1]現状は令和2年3月31日現在の数値

＊[2]各年4月1日現在の数値

＊[3]「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた「成田市特定事業主行動計画」に定める数値とします。（令和3年3月策定予定）

基本目標Ⅱ　あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

施策の方向性1　ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

現　状

本市では、各種媒体による情報提供や講座開催により、従来からワーク・ライフ・バランスの重要性の周知を続けているほか、子育て・介護支援に関する各種制度を設け、子育て・介護環境の充実を図っています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、仕事も家庭生活も大事にしたいという市民が多くいる一方で、現実ではワーク・ライフ・バランスの実現が難しい状況です。実際の生活では、男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先する傾向がみられ、希望と現実で大きな差が生じています。

また、育児休業制度と介護休業制度の利用状況は、育児休業制度の利用経験は約1割、介護休業制度が僅か 1.3%であり、両制度の利用経験者は少数にとどまっていますが、利用意向率は、両制度ともに5割前後となっており、制度の利用に対する潜在的ニーズは十分にあると考えられます。その一方で、職場に制度がない事業所は両制度ともに1割台半ばとなっており、各制度の利用促進とともに、各制度そのものを導入してもらうための働きかけも重要です。

事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点については、「育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい」、「顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある」、「ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識が乏しい」が上位に挙げられています。

課題・方向性

仕事を持つ男女が職業生活と家事・育児や介護などの家庭生活との両立ができるよう、市民や企業に対してワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知し、理解を促進していく必要があります。

さらに、企業の主体的な取組をより一層推進し、男性中心型労働慣行の改善、性差による隔たりのない環境づくりを推進していくことが重要です

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
10	育児・介護休業制度や各種休暇制度の周知	育児休業・介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度の周知に努めます。	事業実績	商工課
11	多様な就業形態等に関する情報提供	仕事と育児・介護の両立を可能にしたファミリー・フレンドリー企業などの紹介及び勤務時間の弾力化・在宅勤務など新しい就業形態に関する情報提供に努めます。	事業実績	商工課
12	事業所等へのワーク・ライフ・バランスの推進	事業所に対して、男女がともに協力して子育てをする環境づくりや、育児休業等が取得しやすい環境づくりについて、啓発に努めます。	事業実績	商工課
13	休日保育事業	就労形態の多様化等に伴い、平日及び土曜日以外で保育を必要とする家庭に対し、休日保育事業を実施し、子育て家庭を支援します。	利用園児数	保育課
14	ファミリー・サポート・センター推進事業	相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業について、会員数を拡大し、利用拡大に努めます。	会員数	子育て支援課
15	児童ホーム運営事業	保護者の就労等により、放課後留守家庭となる小学生の健全な育成支援をするため、児童ホームを運営します。	利用児童数	保育課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
16	一時保育運営事業	就労形態の多様化による保護者の短時間就労や疾病･リフレッシュ等の一時的な保育需要に対し、保育サービスを提供することにより、子育て家庭の支援を実施します。	利用者数	保育課
17	病児･病後児保育の充実	子どもが病気等の際、保護者が就労等により保育が困難な場合に、一時的に保育を行うことにより、子育て家庭を支援します。	①利用者数 ②実施箇所数	子育て支援課
18	地域子育て支援センターの充実	子育て中の親子の交流、仲間づくり、子育てに関する相談･援助を実施する場として地域子育て支援センターを充実させ、子育て家庭を支援します。	①利用者数 ②センター数	子育て支援課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
保育園等の入所待ち児童数（待機児童含む）＊[1]	227人	338人	0人	保育課
児童ホーム待機児童数＊[1]	81人	179人	0人	保育課
家事を「男女とも行う」割合＊[2] ①食事をつくる ②洗濯･掃除 ③子どもの世話 ④学校行事への参加 ⑤介護	 ①10.1% ②22.1% ③20.2% ④17.7% ⑤8.2%	 ①14.6% ②24.7% ③18.5% ④16.7% ⑤ 8.3%	 ①20.0% ②29.0% ③26.0% ④23.0% ⑤11.0%	市民協働課

＊[1] 現状は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値
＊[2] 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

施策の方向性2　女性のチャレンジ支援

現　状

本市では、女性・若者の就業支援事業や就業技術援助事業等を通じて、女性の社会進出を後押しする事業を展開しています。

女性の労働力率を年齢階層ごとにみると、30 歳代では子育てなどによる離職で落ち込む傾向がみられます。さらに、市民アンケート調査（令和2年度実施）では、就業状況では男女間に大きな差はないものの、就業形態をみると、正社員（フルタイム）勤務は男性が女性を大きく上回り、女性は年代が上がるにつれてパートタイム・アルバイト勤務が増えています。また、現在働いていない方の今後の就業意向についても、女性の4割弱が就業意向を有しています。

女性が職業を持つことについては、「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」など、ライフステージの変化後も何らかの形で仕事の継続を望む声は8割以上と多くなっています。

課題・方向性

女性が働くことについては概ね肯定的であり、どのようなライフコースを選択しても、職業を持つ意思があるひとが容易に職業を持てる環境を整えることが必要です。

特に結婚・出産等を機に離職した女性の再就職等への支援体制をより強化し、女性の再就職に向けた取り組みを関係各所と連携して推進することが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
19	再就職・起業に関する情報提供	結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業を支援するための情報提供を充実させます。	①情報提供回数 ②講座参加者数 （男女別）	商工課
20	女性・若者の就業支援	女性や若者の就業を支援するため「ジョブカフェちば」＊[1]とともに相談やセミナーを開催します。	①相談・セミナー開催数 ②相談者数(男女別) ③参加者数(男女別)	商工課
21	就業技術援助事業	求職者の雇用機会の拡大と就業条件の向上を図り、就業や再就職を支援するため、資格取得等を目指した講習会を実施します。	①講習会開催数 ②参加者数(男女別) ③資格取得者数 （男女別）	商工課

＊[1]ジョブカフェちばとは、公益財団法人千葉産業振興センターを中心に、15歳から39歳までの若年者を対象とした総合的な就職支援サービスを行っている施設です。

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
22	創業支援事業	地域における新たな事業の担い手の創出を図るため、市内で新たに創業する者を支援します。	①セミナー開催数 ②受講者数(男女別)	商工課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
マザーズコーナー利用者の就職件数＊[1]	152件	895件	1,000件	商工課
女性の年齢別就業率＊[2] ①30～34歳 ②35～39歳 ③40～44歳	①62.7% ②63.8% ③67.1%	―	①65.0% ②64.0% ③68.0%	商工課

＊[1] 現状は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値

＊[2]女性の年齢別就業率は、国勢調査による数値であり、本計画策定時において令和２年の調査結果は発表されていません。

施策の方向性3　雇用等における男女共同参画の推進

現　状

本市では、市内の商工業団体と連携して、職場における男女共同参画を促進するための情報提供等を実施しています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、現在の職場での男女平等については、「休暇等のとりやすさ」では「平等」の割合が7割を超え、「福利厚生」「定年・退職・解雇」「教育訓練や研修制度」「賃金」「時間外労働の負担」についても6割を超えている一方、「人事配置や昇進・昇格」では男性優遇が4割を超えており、男女平等の人事評価が推進されているとは言い難い状況です。

事業所調査（令和2年度実施）では、業務において女性の活躍を積極的に進めていくために取り組んでいることとして「性別に関わらず業務に必要な知識取得・資格取得の機会の提供」「女性の積極的な採用」「性別による評価の差がないように人事考課基準を明確化」「仕事と家庭の両立支援体制の整備」が多く挙げられていますが、職場での男女の地位の平等感は2割にとどまっています。

課題・方向性

職場での男女平等感については、男性優位の意識が根強く残っているのが現状です。また、性別による固定的な役割分担意識を背景に、長時間労働を前提とした男性中心の働き方が維持されていることなどにより、男性の家庭生活への参画が十分に得られず、家事や育児等における女性の負担が大きくなっています。これにより、働く意欲のある女性が職業生活において活躍することが困難な状況になっています。

男女共同参画に関する情報提供を継続的に実施し、職場における男女平等を促進させていくことが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
23	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	関係機関と連携して「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「雇用保険法」「パートタイム労働法」など雇用の分野の法律や制度に関する情報提供に努めます。	事業実績	商工課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
24	労働関係資料の収集と提供	各種労働関係資料を積極的に収集し、広く市民への情報提供に努めます。	事業実績	商工課
25	商工業団体との連携・協力	商工業団体を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女共同参画社会づくりや女性の職業生活における活躍の推進に対する理解と協力を求めます。	事業実績	商工課
26	市内事業所等への男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進に関する意識啓発	事業所等における方針決定の場に女性が参画できるよう、啓発に努めます。	事業実績	商工課
27	「一般事業主行動計画」の策定にかかる理解と推進	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員 101 人以上の事業主に義務づけられた「一般事業主行動計画」の策定について理解と推進を市内事業所等に求めます。	事業実績	商工課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
職場で男女の地位が「平等」という割合＊[1]	15.6%	21.2%	28.0%	市民協働課

＊[1] 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

基本目標Ⅲ　あらゆる暴力を許さない社会づくり

【ＤＶ防止法に基づく基本計画を含む】

施策の方向性1　あらゆる暴力の根絶のための意識啓発

現　状

本市では、従来から、犯罪の未然防止のための防犯活動やハラスメント防止に向けた情報提供等を実施しています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、DVの被害経験はいずれの項目も女性が男性より多くなっており、「大声でどなる」「『誰のおかげで生活できるんだ』『かいしょうなし』などと言う」等の心理的攻撃や、「なぐるふりをして、おどす」「医師の治療が必要とならない程度の暴行」等の身体的暴行、「家に生活費を入れない」等の経済的圧迫、「嫌がっているのに、性的行為を強要する」等の性的暴力と、暴力の種類は多岐にわたります。

課題・方向性

DVは、被害が女性か男性かに関わらず、また、犯罪行為であるか否かに関わらず、あらゆるひとの尊厳が侵害される行為（人権侵害）であることを意識啓発していくことが必要であり、学校におけるDV予防教育も必要です。

また、身体的な暴力による被害者はもとより、身体的な暴力にエスカレートする前段階ともいえる精神的な暴力による被害者に対する相談機能も強化することで、DV被害・加害の拡大を防止することが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
28	男女共同参画・ＤＶ防止・女性の職業生活における活躍の推進に関する情報提供	情報紙「さざなみ」、「広報なりた」、「市のホームページ」「まなび＆ボランティアサイト」、「行政資料室」などにおける情報提供を充実させます。また、他の事業と連携して、本市における男女共同参画に関わる活動情報を多面的にPRします。	①提供した情報内容 ②提供回数・発行部数 ③他の事業との連携実績	市民協働課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
29	男女共同参画講座開催事業	男女共同参画社会の実現やDV防止に向けた講座や講演会を開催します。開催にあたっては男女共同参画推進員とともに企画運営をすすます。	①講座開催数 ②参加者数(男女別) ③受講対象者を考慮した講座の開催実績	市民協働課
30	地域防犯推進員活動	市や市民及び関係団体等が連携を図り、一丸となって防犯活動を推進するため、地域防犯推進員を委嘱し、犯罪抑止重点地区を中心に青色回転灯パトロール車による巡回や、徒歩による街頭パトロールを実施します。	①推進員数(男女別) ②街頭パトロール実施地域、回数	交通防犯課
31	ハラスメント防止に関する意識啓発	千葉労働局などと連携してハラスメント防止に関する意識啓発に努めます。	事業実績	商工課
32	児童虐待を防ぐための体制整備	児童虐待を防止するため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携による「子どもを守る地域ネットワーク」を充実させます。	事業実績	子育て支援課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年)	現状 (令和２年)	目標値 (令和７年)	担当課
広報紙等を利用したＤＶ防止に関する情報提供回数	年2回	年4回	年6回	市民協働課

施策の方向性2　暴力に関する相談体制の整備・強化

現　状

本市では、女性のための相談窓口や家庭児童相談室の運営等を通じてDV防止及び児童虐待防止に向けた活動を行っています。

本市の相談件数の推移をみると、「女性のための相談」件数は、令和元年では 171 件となっており、そのうちDV関連の相談比率は、11.1%程度です

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、DVを受けた際の相談については、相談しなかった割合は71.1%である一方、「相談した」は 20.6%にとどまり、誰にも相談せずにひとりで抱え込んでしまっている割合が高くなっています。また、相談した際の相談相手としては、「親族」「知人・友人」の割合が高く、「市役所の相談窓口」等の公的機関への相談割合は前回調査から増加していますが、未だ低い水準にとどまっています。

課題・方向性

あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民に対する各種相談業務について、一層の周知を図るとともに相談しやすい環境の整備に努め、DV被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携することが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
33	各種相談業務	広報紙、ホームページなどを活用して周知を図ります。 女性のための相談窓口をはじめ相談者が利用しやすい環境の整備に努めます。	①相談開催回数 ②相談件数（男女別） ③女性のための相談開催回数 ④女性のための相談件数	市民協働課
34	家庭児童相談室運営事業	児童虐待や子どもの養育などに関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、虐待の予防と早期発見、早期対応に努めます。 また、子ども家庭総合支援拠点への専門職の配置をさらに進めます。	①相談件数 ②DV関係相談件数	子育て支援課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
女性のための相談件数	120件	171件	190件	市民協働課
ＤＶの被害経験または加害経験のある人の「相談した」割合＊[1]	20.1%	20.6%	23.0%	市民協働課

＊[1]目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

施策の方向性3　被害者の保護・自立支援

現　状

本市では、関係機関と連携して、DV被害者支援事業等を実施しています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、「大声でどなる」等の精神的暴力について、全般的に女性の被害経験率が高く、「女性」＝被害者、「男性」＝加害者という構図が多くの場合にあてはまりますが、割合は低いものの、男性でも幅広い年齢層で被害経験があります。

DVの被害経験については、「嫌がっているのに、性的行為を強要する」等の性的暴力について、被害の大半は女性であり、特に女性 20～40 歳代の被害経験率が高くなっています。また、「なぐるふりをして、おどす」や「医師の治療が必要とならない程度の暴行」等の身体的暴力についても、被害の大半は女性であり、特に女性 30～50 歳代、70 歳以上の被害経験率が高くなっています。

課題・方向性

暴力未然防止のための意識啓発も重要である一方、実際に被害が発生した際には、迅速かつ安全に被害者が保護され、自立していくための支援をより充実させていくことが必要です。

支援の際には、被害者の相談や支援にかかわる関係機関職員は各種制度内容の適切な取扱いに努めるとともに、被害者等の個人情報の保護を徹底させることが重要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
35	配偶者暴力等に関する連携体制の整備	配偶者からの暴力・児童虐待・高齢者虐待など、女性に対する暴力の防止及び被害女性の保護のため、庁内関係各課及び関係機関の連携体制を強化します。	①DV相談受理・処理件数 ②DV対策連絡会議実施回数	市民協働課 DV対策連絡会議関係課
36	被害女性等の保護・自立支援	関係機関と連携して、被害女性等の保護及び就業相談などを行い、被害女性等の自立を支援します。	①DV被害者保護件数 ②自立支援件数	社会福祉課 子育て支援課 建築住宅課
37	住宅確保の支援事業	DV被害者の入居について配慮します。	事業実績	社会福祉課 子育て支援課 建築住宅課
38	消防業務等の支援	関係機関と連携し女性の人権を尊重した消防業務を推進します。	女性消防吏員数	消防総務課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
39	犯罪被害者等への支援	犯罪行為により傷害を受けた者又は不慮の死を遂げた者に対し、支援金を支給すること等により、犯罪被害者等の生活の安定と精神的被害の軽減を図ります。	事業実績	交通防犯課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
DV対策連絡会議の実施	年１回	年１回	年２回	市民協働課／同連絡会議関係課

基本目標Ⅳ　あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

施策の方向性1　生涯を通じた男女の健康支援

現　状

本市では、市民の心身の健康の保持・増進を目的とした各種事業を実施していますが、市民の一般健康診査の受診率は 3.5%（平成 27 年度実績）から 2.2%（令和元年度）へと減少傾向が見られます。

男女共同参画という観点では、女性が身体的・精神的・社会的に良好な状態で満足できる生活を送り、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかを決める自由と権利を持つことを意味する「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という考え方を浸透させていくことが重要です。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度（「内容までよく知っている」「聞いたことはある」の合計）は 13.2%となっており、前回調査（14.5%）よりも微減しています。

課題・方向性

あらゆるひとが生涯を通じて健康を保持していくためには、性差に応じた的確な医療を、思春期、妊娠・出産期、高齢期等の各ライフステージに応じて受けられる体制を維持していくことが必要です。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆるひとが対等な立場で、家庭や社会全体の活動ができるよう、心身の健康の保持・増進が図れるよう取り組むことが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
40.	健康づくり推進事業	家庭や地域において、健康づくりの重要性等について学習する機会を提供するため「健康づくり講演会」や、地区保健推進員が健康づくり普及活動に必要な知識を学ぶ「健康と栄養の教室」等を開催します。	講演会・教室参加者数（男女別）	健康増進課
41	薬物乱用等の予防に関する情報提供	薬物乱用、アルコール依存症などの予防に関する知識の普及に努めます。	事業実績	健康増進課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
42	妊娠・出産などに関する情報提供	女性が安全・安心に子どもを産み育てることができるようにするため、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠・出産に関する情報提供や、喫煙等に関する知識の周知に努めます。	事業実績	健康増進課
43	妊産婦への理解と協力	周囲の人の妊産婦への理解と協力を得るため、妊産婦に対する正しい知識の普及を図ります。	事業実績	健康増進課
44	母子保健事業	妊娠・出産期における女性の健康と健やかな子どもの育成を支援するため、母子保健事業の充実に努めます。また、父親の育児参加や地域の育児グループの活動支援など、母親のみに育児の負担がかからないような環境づくりを推進します。	①~~母子健康手帳~~交付数 ②母親学級参加者数 ③健診・相談等参加者数 ④「パパママクラス」開催を含む個別相談数 ⑤「パパママクラス」参加者数（続柄・男女別） ⑥子育て広場での育児相談開催数	健康増進課
45	成人保健事業	健康に関する正しい知識を普及し、男女とも主体的に健康づくりに取り組めるようにするため、「健康教室」「健康教育」「みんなの栄養教室」などを開催します。また、「こころの健康相談」「一般健康相談」「歯科健康相談」「電話健康相談」など、健康に関する相談の充実に努めます。	教室等参加者数	健康増進課
46	一般健康診査事業	18歳～39歳の者を対象に健康診査を実施します。実施の際には子どもを一時預かるなど、子育て世帯の対象者が受診しやすい環境を整備します。	受診割合（男女別）	健康増進課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
47	訪問指導事業	保健師等の家庭訪問活動を通じ、健康づくりができるよう支援します。家族・介護者による口腔管理が困難な人に対して歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科診療・口腔ケア等を行い、健康維持の支援をします。	訪問者数(男女別)	健康増進課
48	結核・がん検診事業	健康づくりに向けて、がんの予防や早期発見、早期治療のため検診を実施します。また、女性の検診では、子どもを一時預かるなど、子育て世帯の対象者が受診しやすい環境を整備します。	受診割合(男女別)	健康増進課
49	医療相談ほっとライン	健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、医師等専門スタッフによる 24 時間 365 日利用可能な電話による医療相談サービスを実施します。	相談件数(男女別)	健康増進課
50	介護予防普及啓発事業	介護予防に関する教室を実施し、介護予防に対する知識の学習・普及啓発に努めます。	教室参加者数 (男女別)	介護保険課
51	各種大会教室開催事業	育児に従事する女性、働く女性など、多種多様なライフスタイルに合わせて、スポーツにふれる機会の充実に努め、健康づくりの習慣化を推進します。	各種スポーツ大会等の参加者数	スポーツ振興課
52	特定不妊・不育治療助成事業	不妊・不育症のために特定不妊、不育症治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成し、少子化対策の充実を図ります。	助成延件数	健康増進課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年)	現状＊[1] (令和２年)	目標値 (令和７年)	担当課
一般健康診査受診率	3.5%	2.2%	4.8%	健康増進課

＊[1]現状は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値

施策の方向性2　誰もが安心して暮らせる環境整備

現　状

社会情勢の変化に伴い、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、生活上様々な困難を抱える人々が増加しています。

本市では、ひとり親家庭の自立支援のための様々なプログラムを関係機関と協力しながら実施しています。また、高齢者が生きがいを持って生活できるような活動支援、障がいのあるひとへの生活支援、介護予防や各種介護サービス等を実施しています。

人口割合をみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は低下傾向にある一方、高齢者人口割合は上昇傾向にあり、令和2年には 23.0%となっています。

課題・方向性

経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭は決して少なくないことから、ひとり親の雇用促進や職業上の能力開発、仕事と両立しながらの子育て支援等、ひとり親家庭が安心して生活していくための環境づくりを今後も継続することが必要です。

また、生活上困難な状況に置かれている人々に対して、その実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、安心して暮らせる環境を整備することが求められています。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
53	ひとり親家庭の自立促進事業	生活保護を受けているひとり親家庭等の自立支援のため、自立支援プログラムにより関係機関と連携しながら自立促進に向け支援します。	①生活保護受給者数（男女別） ②内ひとり親家庭数（男女別） ③自立世帯(家庭)数	社会福祉課
54	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員等による生活相談、就労相談など、関係機関との連携のもと相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	①ひとり親家庭数（男女別） ②相談回数・利用者数(男女別) ③自立者数(男女別)	子育て支援課
55	ひとり親家庭の保育園、児童ホームへの入所の配慮	ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を安心して行うことができるよう、保育園・児童ホームへの入所に配慮します。	ひとり親家庭の入所児童数	保育課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
56	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、入学や就職祝い金、医療費の助成を実施し、経済的支援の充実を図ります。	支給者数	子育て支援課
57	ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づく環境整備	ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障がいのあるひとが自立してその人らしく地域で暮らすことが出来るよう環境整備を推進します。	事業実績	社会福祉課 障がい者福祉課 介護保険課
58	社会参加事業	高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、高齢者クラブなどコミュニティ活動を支援します。	①活動回数 ②参加者数(男女別)	高齢者福祉課
59	地域包括支援センターの整備･充実	介護や福祉に関する相談業務･支援及び要支援･要介護状態の予防のため、マネジメントを総合的に行う地域包括支援センターの整備･充実を図ります。	相談件数	介護保険課
60	障がいのあるひとへの地域生活支援事業	障がいのあるひとの自立を支援するため、日中一時支援、移動支援、障害者デイサービス等のサービスを提供し、地域での生活を支援します。	利用者数	障がい者福祉課
61	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する事業を実施し、地域の高齢者の閉じこもり予防に努めます。	事業実績	介護保険課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状＊[1]（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
母子・父子自立支援員相談回数	156回	101回	230回	子育て支援課
シルバー人材センター会員数	474人	478人	550人	高齢者福祉課

＊[1]現状は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値

施策の方向性3　防災分野における男女共同参画の推進

現　状

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、地域活動の参加状況において「防犯・防災のための活動」を行っているのは女性より男性の方が多い状況です。日頃から、女性も男性も意識的・積極的に防犯・防災のための活動に参画し、地域コミュニティにおける男女共同参画をさらに推進するよう取り組んでいくことが必要です。

課題・方向性

女性の視点による防災対策の必要性の意識をより浸透させ、男女双方の立場を尊重した防災・災害時対策の体制整備を進めます。

また、さまざまな人に配慮した避難所運営とするため、防災講話、避難所運営委員会等での啓発を進めていきます。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
62	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の啓発	日頃の備えや避難所運営等、あらゆる防災に関する政策、方針決定の過程に女性の視点が反映されるよう取り組みます。	避難所運営委員会における女性役員の登用啓発回数	危機管理課
63	消防・防災活動における女性の活躍推進	地域における消防活動への女性の参画促進に努めるとともに、関係機関と連携し女性の人権を尊重した消防業務を推進します。	女性消防団員数 女性消防吏員数	消防総務課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和2年）	目標値（令和7年）	担当課
避難所運営委員会における女性役員増加に向けた啓発回数	－	－	14	危機管理課

基本目標Ⅴ　あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性1　男女共同参画に関する意識・理解の浸透

現　状

本市では、「広報なりた」や男女共同参画に関する情報紙「さざなみ」を通じて、市民に対する男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、「男女共同参画講座開催事業」「講座教室等開催事業」等の意識啓発の場の提供を継続的に実施しています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」が5.8%、「同感しない」が 59.4%となっており、同感しない層は年々増加しています。性別・年齢別で見てみると、女性 20 歳代、40～60 歳代と男性 50 歳代では「同感する」は5%未満となっており、これらの層を中心に、性別による固定的な役割分担意識が薄れつつあると言えます。また、中学生アンケート調査（令和2年度実施）では、「賛成」が3割、「反対」が4割と、否定的な意見が多くなっています。

しかしながら、社会の様々な局面での男女の地位の平等意識をみると、女性の「男性優遇」の回答割合が全般的に高く、男性が思う以上に、家庭や職場、地域社会等における女性の地位の不平等感が、女性の意識の中に根強く残っていることが伺えます。

男女平等な社会にするために今後必要なことについては、「男性が積極的に家事・育児に参加できるよう、働き方や制度を見直すこと」「男性自身の意識をあらためること」「男性が女性の社会参画に理解を持ち、協力すること」が上位に挙げられています。

課題・方向性

成田市民全体において、「男性は外、女性は内」という意識は薄れつつあり、今後もこうした傾向が持続するよう、性別による固定的な役割分担意識を払拭するための意識啓発とともに、「社会全体」「職場」「家庭」等、実社会における男女不平等感を払拭するための取り組みが必要です。

従来から実施している活動を今後も継続していく中で、特に男性への働きかけを通じて、市民全体における男女共同参画に対する理解を深めていくことが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
64	男女共同参画・DV防止・女性の職業生活における活躍の推進に関する情報提供の充実 【再掲】	情報紙「さざなみ」、「広報なりた」、「市のホームページ」「まなび＆ボランティアサイト」、「行政資料室」などにおける情報提供を充実させます。また、他の事業と連携して、本市における男女共同参画に関わる活動情報を多面的にPRします。	①提供した情報内容 ②提供回数・発行部数 ③他の事業との連携実績	市民協働課
65	男女共同参画講座開催事業 【再掲】	男女共同参画社会の実現やDV防止に向けた講座や講演会を開催します。開催にあたっては男女共同参画推進員とともに企画運営をすすめます。	①講座開催数 ②参加者数(男女別) ③受講対象者を考慮した講座の開催実績	市民協働課
66	講座教室等開催事業	男女共同参画を推進するという視点に立った各種講座教室等の開催に努めます。	①講座開催数 ②延べ参加者数（男女別） ※男女共同参画に関連した講座	公民館
67	法制度等の周知	男女共同参画に関する認識を深め定着させるため、男女共同参画社会基本法など、各種法制度の周知に努めます。	①提供した情報内容 ②提供回数	市民協働課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」という割合	6.6%	5.8%	4.0%	市民協働課
家庭のなかで男女の地位が「平等」という割合	31.1%	29.3%	34.0%	市民協働課

＊[1]目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

施策の方向性2　一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

現　状

本市では、キャリア教育の充実や、思春期の児童・生徒の悩みに対する支援事業等を通じて、一人ひとりを大切にする教育活動を実施しています。また、男女共同参画の視点に立った親子学習講座等を開催しています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、子どもを教育する場合、「女らしさ、男らしさ」という考え方を意識するかどうかについては、肯定派が 64.6%を占め、前回調査から減少しているものの、未だ半数以上がジェンダーを意識した教育を行っています。一方で、子どもの教育について、「男らしい・女らしい遊びや躾を押し付けない」という考えを「重要」であると捉える層も年々増加しています。

こうした意識は、女性・男性という身体的な違いを理解しつつ、ひととしての個をみつめながらも、固定的な性別役割分担意識を植え付けず、男女共に個性と能力を十分に発揮できるように教育することの重要性を示唆していると考えられます。

課題・方向性

教育・学習を通じて、男女共同参画の考え方をより広く浸透させていくことが必要です。

子どもの教育においては、女性と男性の違いを理解しつつ、それぞれが持つ特性を考慮しながら、個を生かしていくことが必要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
68	キャリア教育の充実	児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育て、性別にとらわれず、主体的に自分の進路や職業を選択できるよう、キャリア教育の充実に努めます。	事業実績	教育指導課
69	家庭科教育の充実	男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させるため、家庭科教育の充実に努めます。	授業時間数	教育指導課
70	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	学校教育において、男女共同参画の重要性や固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び、人権教育の啓発・推進に努めます。	事業実績	教育指導課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
71	情報教育の推進	児童・生徒がインターネットを適切に活用し、人権、知的財産など自他の権利を尊重し安全に利用できるよう、メディア・リテラシーの育成に努めます。	事業実績	教育指導課
72	教育相談事業	児童・生徒の学習、交友関係、進路などに関する悩み、親の子育てや家庭教育に関する悩み等を解消するため、教育相談を実施します。	相談件数	教育指導課 生涯学習課
73	思春期の児童・生徒の悩みに対する支援事業	多様化する思春期の児童・生徒の悩みに対応するため、専門家を派遣し、教職員等に対し指導助言を行います。	事業実績	教育指導課
74	教職員研修の充実	人権教育に関する研修を充実させ、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	人権教育に関する研修実施数	教育指導課
75	個性を生かす教育推進事業	小・中学校に学校サポート教員及び健康推進教員を配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた教育を推進します。	配置教員数	学務課
76	講座教室等開催事業	親子を対象とした「子ども体験学習セミナー」など、男女共同参画の視点に立った「親子学習講座」等の充実を図ります。	①講座開催数 ②参加者数 （親子別・男女別）	公民館
77	生涯学習講演会開催	健康、歴史、環境など市民のニーズに応じた講演会を開催します。	①講演会開催数 ②参加者数	生涯学習課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状（令和２年）	目標値＊[1]（令和７年）	担当課
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う割合（市民アンケート）	58.0%	57.3%	64.0%	市民協働課
学校のなかで男女の立場が平等になっていると思う割合（中学生アンケート）	－	58.3%	65.0%	市民協働課

＊[1]目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

施策の方向性3　多様性を尊重する意識づくり

現　状

本市には、成田空港の利用を通じて、多くの外国人が訪れております。外国人住民数は令和元年には5,600 人を超え、人口に占める外国住民数の割合をみると、県内の市の中では2番目に高くなっています。

市民アンケート調査（令和2年度実施）では、男女共同参画を促進させるために必要な取組として「外国人との交流活動の充実」と回答した層はわずか1割にとどまる状況です。

外国人住民が共に地域の一員として暮らし、まちづくりに参画できる環境をつくるためには、地域の情報を提供するほか、異なる文化や生活習慣、価値観などについて相互理解と認識を深める機会を設け、国際理解を促進していくことが必要です。

課題・方向性

本市では、地域、職場等、様々な場面で、外国人と交流する機会が多いことから、異文化や価値観の多様性を理解するための取り組みを進めていきます。

また、外国人との交流活動を進めていく中で、男女共同参画に対する意識や考え方の違いを把握し、相互に理解を深め、あらゆるひとにとって住みよい社会にしていくことが重要です。

事　業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
78	外国人相談の充実	市役所での手続き等の支援のため、多言語に堪能な相談員の配置と、多言語に対応したタブレットの活用により、相談窓口の充実を図ります。	外国人相談件数（言語別）	市民協働課
79	外国人住民との交流活動の充実	国際交流に熱意のある市民との協働により、成田市国際交流協会が実施する国際交流イベントや事業等を通じて、異文化や価値観を理解し合い、国際的な視野を持つ人材育成を推進します。	外国人交流イベントの参加者数	文化国際課
80	言語教室の開催	市民と外国人の相互理解を深めるため、外国語教室及び日本語教室等を開催します。	①教室開催数 ②参加者数(男女別)	公民館

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
81	国際市民フェスティバルの開催	「国際市民」を育むとともに、市民と外国人の交流を促進するため、各種市民サークル団体と連携して、国際市民フェスティバルを開催します。	参加者数	文化国際課
82	国際理解教育の推進	小・中学校において、外国人英語講師（ALT）等を活用し、国際理解教育の一層の推進に努めます。	事業実績	教育指導課

成果指標

指標名	前回策定時（平成27年）	現状＊[1]（令和２年）	目標値（令和７年）	担当課
外国人交流イベント参加者数（国際交流協会）	928人	417人	600人	文化国際課
国際市民フェスティバル参加者数	3,500人	3,000人	4,600人	文化国際課

＊[1]現状は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値

第5章　計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1)市職員の意識向上

男女共同参画社会の実現のためには、男性職員の育児休業取得促進や、女性職員の管理職登用など、行政から意識を変えることが必要です。あらゆる施策に対し、多くの意見・さまざまな視点を反映させていくため、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組みます。

(2)市民・事業所との連携

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのことと自覚して取り組むほかに、事業所等の参画も必要です。

そのために、市民や事業所との連携により事業を進め、市民や事業所が実施する事業に対しても市が積極的に協力し、協働による男女共同参画のまちづくりを推進していきます。

(3)国・県・他市町村との連携

国・県・他市町村の情報収集を定期的に行い、市民に提供するとともに、各機関と連携して本計画の効果的な推進を図ります。

(4)推進体制

各種団体の代表者等で構成される「成田市男女共同参画計画推進懇話会」により、男女共同参画計画の施策の審議や実施状況の点検、評価を行っていきます。

2 進行管理等

(1)関係各課で所掌事務の管理を行い、進捗を把握できるようにします。

(2)事業の適切な評価が行えるよう、市民や事業所の意見・要望・評価など、データの収集整理に努めます。

(3)計画の進捗状況の評価・点検については、定期的に開催する「成田市男女共同参画計画推進懇話会」において行います。

(4)5年ごとの改定時期に、市民アンケート調査を実施するとともに、多くの方々や機関から幅広く意見を聴取します。市民アンケート調査による指標項目については、5 年に一度の調査を実施した年度に比較調査を行います。

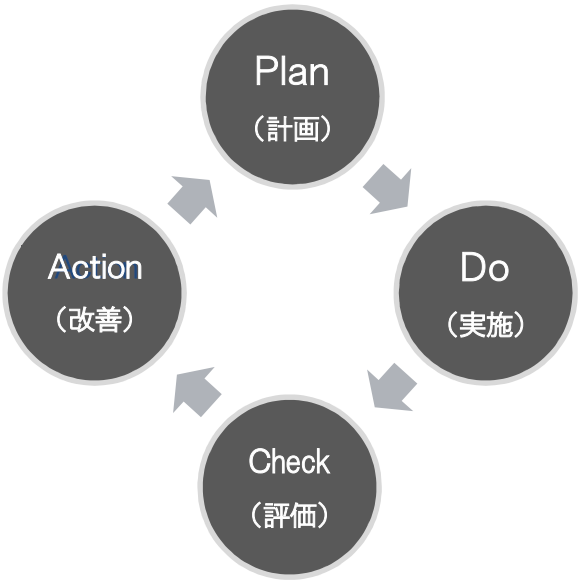

資料編

(1)成田市男女共同参画計画推進懇話会設置規則

(2)成田市男女共同参画計画推進懇話会委員名簿

(3)策定経緯

(4)男女共同参画社会基本法

(5)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第４次成田市男女共同参画計画

発行：成田市
編集：市民生活部市民協働課
住所：〒286-8585
千葉県成田市花崎町 760 番地
ＴＥＬ：0476-20-1507
発行年月：令和３年　　月
登録番号：